

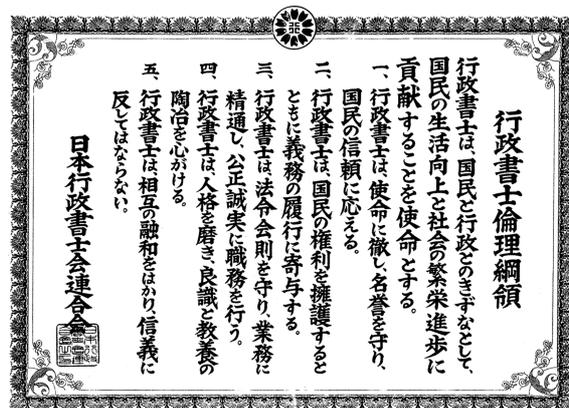
愛知

- 平成28年業務種類別集計表
- 名城君と学ぶ税法 第10回
- 愛知県の消防・防災(6)



目次

プチ同窓会と「ゆるゆる」幹事団のお薦め	愛知県行政書士会 常務理事 富永 雅夫	1
平成28年業務種類別集計表		2
名城君と学ぶ税法 第10回	名城大学法学部 教授 伊川 正樹	3
愛知県の消防・防災(6)	愛知県防災局防災危機管理課	6
ちょっと役立ち豆知識	中央支部 金 恩瑩	9
お知らせコーナー 戸籍謄本・住民票の写し等 職務上請求書マニュアル 平成29年3月版について		11
住民票の写しを請求する際の留意点について		12
知立市における開発許可等の事務について (通知)		13
農地法関係許可申請等取扱ハンドブック (第五版) の修正について (通知)		14
農地転用許可に関する農地法の事務・権限の一宮市への移譲について (お知らせ)		16
ライブラリ研修動画一覧		17
ライブラリ研修申込書		19
業務相談会のお知らせ		20
業務相談会申込書		21
会員訪問記 (昭和支部 小島 太会員)	会報委員 古田 禎史	22
支部だより		23
事務局だより		37
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		40
コスモスあいちコーナー		44
あとがき		47



プチ同窓会と「ゆるゆる」幹事団のお薦め

常務理事 富永 雅夫

新任常務理事として法務部長を担当し、早いもので本年5月30日開催予定の定時総会の終結をもって2年の任期が満了となります。

この2年間は、役員・法務部・事務局・関係の各先生方の皆様に御親切に御指導御助け賜り、生涯勉強成長をモットーに、何とかやって来れました。

皆様に感謝申し上げます。

さて、この原稿の依頼を受けてから何を書いたら良いかまったく思い浮かばず、筆が進みませんでした。そんな折、小中高の同級生から、「宮城県在住の小学校の同級生が名古屋に来るので富永君に会いたいと言っている」との連絡をもらい、3人で会いました。

その小学校の同級生は小学校時代に1度も同じクラス（1学年3クラス）ではなく、お互い、話した記憶ありませんが、45歳の時の小学校3クラス合同同窓会で33年ぶりに会い、話している内にお互い一目置くこととなりました。

今回、それから16年ぶりに再会し、僅かな時間ではありましたが、今度の5月の連休明けに名古屋に来るとのことで小学生の同級生の皆に声を掛け集まろうとの事になりました。

ただ、その折、彼のクラスの〇〇君が昨年急逝したとの訃報を聞き、悲しい限りです。

今までに、10人を超える親しい小中高大同級生に先立たれています。同級生は減ることはあっても増えることはありません。

私、一昨年還暦を迎え、同級生で、サラリーマンは定年退職・再雇用・定年延長、役職・自営業は現役続行等々です。そうかと思えば、50歳管理職で勲奨退職で高額の退職金を手にしたり、吸収合併された（名古屋は多いです）諸君は早期退職に追い込ま

れるといった人生いろいろです。

50歳頃から主に高校の同窓会（一学年10クラス、男女共学で男子3分の2・女子3分の1）を少人数ながら始め、毎年2回開催しているうちに徐々に連絡が行き届き、参加人数が増え、60歳の「晴天の霹靂」ならぬ「晴天の還暦」と称して、名古屋の一流ホテルで同窓会をやりました。偶然にもその時、我高校の校長が同級生で、各界の重責を担う同級生も多数参加して、かなり盛り上がりました。

また、その数年前の同窓会では我高校出身の先輩で教授博士がノーベル物理学賞受賞との朗報もあり、これまた、かなり盛り上がりました。

高校時代、一度も一緒のクラス・クラブではなく、話したこともない諸君とも、同窓会や「ゆるゆる」幹事団（「ゆるゆる」幹事団とは、誰でも幹事という意味で、同窓会とは別に、忘年会、新年会、春の集まり、暑気払い、秋の集まり等頻繁に集まっております。）の集まりで話をしている内に、不思議といつの間にか親友になっています。

経済的事情や、深刻な病・家庭内の悩みを抱えている同級生も参加して、意見交換して、励まし合って、また立ち直っている同級生も多いです。

異業種の交流としても、情報交換・切磋琢磨し、大変意義のある集まりです。

結果的に、同級生から仕事の依頼・紹介もありますし、私からの依頼・紹介もあります。

特に女子3分の1ながら、女性陣からの依頼・紹介が半数を超えているのは、私としては自慢です。

人生一度きり、皆さんにも、頻繁なプチ同窓会開催参加をして、意見交換・励まし合いを、ぜひお薦めします。

平成28年業務種類別集計表

平成29年3月24日現在

番号	業 務 種 類	取扱人数	取扱件数	合計金額	1件当たりの平均報酬額
1	建設業許可新規申請(法人)	336	928	123,596,739	133,186
2	建設業許可新規申請(個人)	127	209	25,036,614	119,792
3	建設業許可更新申請(法人)	632	2,749	189,235,773	68,838
4	建設業許可更新申請(個人)	150	349	18,865,391	54,056
5	建設業許可変更届	452	2,140	49,427,562	23,097
6	建設業許可事業年度終了届	943	11,234	532,641,932	47,413
7	経営規模等評価申請届	406	2,137	135,884,879	63,587
8	経営状況分析申請	389	1,931	60,892,920	31,534
9	入札参加資格審査申請	210	2,777	93,478,696	33,662
10	産業廃棄物関係(収集運搬)	288	1,608	110,000,188	68,408
11	同上(中間処理・最終処理)	28	120	18,704,226	155,869
12	自動車登録関係	165	319,461	276,302,843	865
13	自動車保管場所証明・届出	283	74,311	395,592,842	5,324
14	自動車運送事業関係	108	568	49,644,731	87,403
15	特殊車両通行許可	29	1,963	51,399,914	26,184
16	入国・在留資格関係	143	8,335	284,823,298	34,172
17	帰化許可関係	46	221	42,894,941	194,095
18	遺言関係	239	718	74,804,407	104,184
19	遺産分割協議書関係	382	1,649	137,505,744	83,387
20	農地法第3条許可	300	1,012	64,930,164	64,160
21	農地法第4・5条許可	502	2,793	386,702,559	138,454
22	農地法第4・5条届出	558	3,847	171,208,507	44,504
23	農用地除外関係	237	654	99,795,406	152,592
24	建築許可関係	304	1,850	329,745,988	178,241
25	開発許可関係(自己用)	157	484	142,274,067	293,955
26	同上(自己用以外)	66	515	197,374,137	383,251
27	払下げ関係	56	129	15,590,363	120,856
28	道路・水路許可関係	238	1,985	137,583,318	69,312
29	食品衛生業	29	162	8,636,808	53,314
30	風俗営業	89	700	81,848,706	116,927
31	その他各種営業許可	198	1,083	77,575,073	71,630
32	法人関係(議事録・定款等)	437	3,731	151,392,493	40,577
33	契約関係	391	1,932	75,686,564	39,175
34	告訴・請願関係	6	6	432,400	72,067
35	内容証明関係	115	305	7,189,700	23,573
36	記帳代行関係	132	3,478	151,749,572	43,631
37	他士業登録関係	37	320	17,189,025	53,716
38	自賠責関係	11	122	16,562,348	135,757
39	社労業務(経過措置による)	47	1,779	44,998,761	25,294
40	その他	508	6,804	381,647,512	56,092
	合 計	9,774	467,099	5,230,847,111	

名城君と学ぶ税法 第10回

相続税の節税を目的とした養子縁組の有効性

名城大学法学部 教授 伊川 正樹

登場人物

名城（なしろ）：行政書士を目指して勉強している法学研究科の大学院生。光田事務所でアルバイトをしている。

光田所長：行政書士光田事務所を開業して36年のベテラン。税法にも詳しい。

西尾：白木の後任として光田事務所に入社した女性職員。

相続税対策としての養子縁組

光田 名城君、こちらが白木さんの後任として新しく勤めることになった西尾さんだ。

名城 名城です。3月に大学を卒業して、4月から大学院で勉強しています。よろしくお願ひします。

西尾 大学院生ですか。すごいですね～。どんな勉

強をされているのですか？

名城 行政書士を目指していて、特に相続に興味があるので民法を中心に勉強をしています。

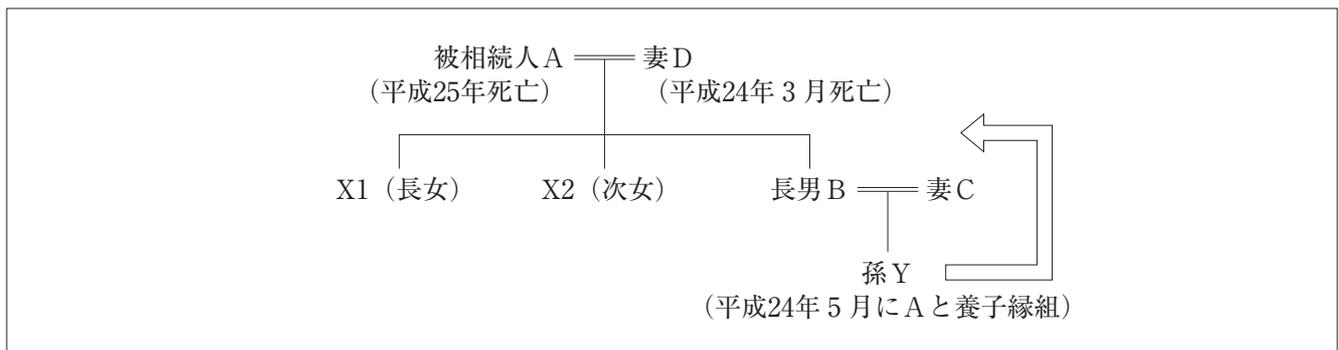
光田 親族法・相続法は最近、重要な最高裁判決や法改正が続いていて、大きなうねりの中にあるから、しっかり勉強した方がいいぞ。

名城 大学院の授業で扱ったのですが、最近、節税目的で行った養子縁組は有効だとする最高裁判決が出たようですね。

光田 最高裁平成29年1月31日判決（裁判所ウェブサイト）のことだな。事実関係を説明してくれるか？

名城 はい。被上诉人X1は被相続人Aの長女、被上诉人X2はAの次女です。上告人YはAの長男であるBの長男、つまりAの孫にあたり、当時1歳でした。これらの関係を図で表すと、次のとおりです。

図 本件の親族関係図



西尾 説明だけだとわからなかったのですが、図にしてみるとよくわかりますね。

名城 Aは自分の孫であるYを養子にしたわけですが、その養子縁組が無効だとX1とX2がYを相手取って無効確認訴訟を起こしたというのが本件です。

西尾 おじいさんが孫を養子にしたのですか。そうしたら、伯母さん2人が甥っ子を相手取って訴訟を起こしたということですか。そんなことってあるのですか。

光田 自分の孫を養子にするというのはよくある話

だ。ところで名城君、なぜこのAさんは自分の孫を養子にしたのかわかるか？

名城 判決文によると、平成24年4月に税理士から相続税の節税効果があると説明されて、このような縁組をしたとされています。

西尾 養子縁組が相続税対策になるのですか？

光田 相続税法15条では、相続税の課税価格を計算する際に、「3,000万円と600万円に当該被相続人の相続人の数を乗じて算出した金額の合計額」を基礎控除額として控除することを定めている。「被相続

人の相続人」とは民法上の概念で、民法887条1項では「被相続人の子は、相続人となる。」と定めているから、被相続人の子は相続人となるわけだ。

名城 親が亡くなったら、その子どもが相続人となるわけですね。

光田 そして法律上の子には実子と養子がある。だから、養子も相続人となるわけだ。

西尾 なるほど～。実子と養子を合わせて相続人になるわけですね。

名城 養子縁組の要件は民法792～801条に定められていますが、“孫を養子にしてはならない”などという制限はありませんので、今回のような縁組が行われるわけですね。

光田 ただし、養子となる者が15歳未満であるときは、その法定代理人が承諾することができ(民法797条)、また未成年者を養子とする縁組の場合には、家庭裁判所の許可が必要とされている(798条)。本件ではYは縁組当時1歳だったから、Yの親であるBとCがこれらの規定に従って手続をしている。

養子縁組の無効事由

西尾 AとYの養子縁組は成立したのですよね？それをなぜX1とX2は無効だと主張したのでしょうか？

名城 判決文に書かれているX1とX2の主張としては、「本件養子縁組は縁組をする意思を欠くものである」ということのようにです。

光田 民法802条は縁組の無効事由を掲げているが、第1号は「人違いその他の事由によって当事者間に縁組をする意思がないとき」と定めている。X1らの主張は、AとYとの養子縁組は専ら相続税の節税のためにされたものであって、「当事者間に縁組をする意思がない」から無効だと主張したわけだ。

西尾 とても論理的ですね。でも、X1とX2はなぜ縁組を無効にしたかったのでしょうか？

名城 Yが養子になり相続人になると、Aの相続税の基礎控除額が増え、相続税の負担は減りますが、元々相続人だったX1とX2は相続人が増えることにより、自分の相続分が減ってしまうからだと思います。

光田 さっきの図を見ると、Aの元々の相続人は、X1、X2、Bの3人だ。だから、3分の1ずつ相続財産を取得することになる。でもそこに本来は相続人ではない孫のYが加わると、各相続人の相続分は平等だから、1人当たり4分の1ずつになってしまうわけだ。

西尾 そういう背景があるのですね～。財産をめぐ

る家族の間の骨肉の争いという感じですね～。

光田 裁判が起きる背景事情はそれぞれで、特に相続事案は家族の間の“争族”というケースが多いんだ。

節税目的vs「縁組をする意思」

名城 本件の争点は、「専ら相続税の節税目的でなされた養子縁組は有効かどうか」ということですが、原審の東京高裁はこれを無効と判断しています(平成28年2月3日判決・判例集未登載)。

西尾 縁組が認められなかったのですか～。

名城 これに対して、最高裁は、「養子縁組は、嫡出親子関係を創設するものであり、養子は養親の相続人となる」、「養子縁組をすることによる相続税の節税効果は、相続人の数が増加することに伴い、遺産に係る基礎控除額を相続人の数に応じて算出するものとするなどの相続税法の規定によって発生し得るものである。相続税の節税のために養子縁組をすることは、このような節税効果を生じさせることを動機として養子縁組をするものにほかならず、相続税の節税の動機と縁組をする意思とは、併存し得るものである。したがって、専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに当該養子縁組について民法802条1号にいう『当事者間に縁組をする意思がないとき』に当たるとすることはできない。」と判示しています。

光田 つまり最高裁は、“相続税節税の目的”と“縁組をする意思”とは相容れないものではなく、併存することもあり得ることを前提としているわけだ。本件での争点は、AとYの間に「縁組をする意思」があるかどうかだが、両者が相続税を節税するという目的で縁組をしたとしても、そのことが縁組をする意思を否定することにはならない、と判断したわけだ。

名城 最高裁は、結論として、本件の事実からすれば、本件養子縁組について、縁組をする意思がないことをうかがわせる事情はないと判断しています。

判決の評価と実務への影響

西尾 では、相続税を節税する目的で養子縁組をしてもいいということですね！

光田 養子縁組によって孫などを相続人とするという相続税対策の手段はこれまで広く用いられてきた。今回の最高裁の判決は、こうした実務を容認した形になる。

名城 高裁判決では、AとYの間に「縁組をする意

思」がなく、相続税対策が唯一の目的であったと判断しているようです。そう考えると、これに対して最高裁は、相続税の節税が養子縁組の唯一の目的だとしても、それは「縁組をする意思がない」ことを意味しないと判断しています。

光田 法解釈上の問題としては、「節税目的」と「縁組をする意思」は両立し得るとということが明確にされた点に意義がある。養子縁組は民法が認めている制度だし、それによって親子関係が創設されれば相続人として扱われ、同様に相続税の基礎控除額の算定の人数にカウントされるというのも相続税法が認めているものだ。いずれも、法律によって認められている制度を用いて税負担を軽減しているわけだから、それを否定することはできないというのが最高裁の判断だろう。

名城 違法な手段を用いる「脱税」ではなく、法律が認める適法な手段を用いた「節税」ですからね。

光田 民法802条1号の規定も、当事者間に縁組をする意思がない場合には縁組は無効になると定めているから、それが無いと出来ない限り有効として扱うことになるだろう。それが当事者の自由な意思による法律関係の形成を認める民法の趣旨にも合致するとも考えられる。

西尾 法律が認めている範囲なら、認めるのが筋ですよ～。

名城 でもいくら法律が認めているとはいっても、たとえば死亡する2日前に10人以上と養子縁組をす

るという異常なケースが過去にあったそうですが、さすがにそれはやりすぎという気がしますよね。

光田 バブル期に制度を悪用した“相続税対策”が用いられた結果、相続税法15条2項に、被相続人に実子がいる場合には1人、いない場合には2人までを基礎控除額の算定上の人数とするという制限が加えられたんだ（なお、63条の制限も参照）。

名城 こうした制限は立法によるものであるので許されるわけですが、これが課税庁による処分として否認するとなると、法律上の根拠なしに行うことになるので租税法律主義（憲法84条）に反するために許されないわけですね。今回の最高裁の判決は、民法や相続税法が認めている範囲の中で許されるという評価をしたものであり、実務上も従来の取扱いが認められたという意味で、重要な判決といえますね。

西尾 名城さん、すごいですね～。さすが大学院生ですね。白木さんから聞いていた印象とはずいぶん違いますね～。

名城 白木さん、余計なことまで引き継がなくていいのに。まあ、僕も院生になってかなり勉強していますからね。

光田 名城君もこれだけ勉強が進んでいるのであれば、白木さんの穴をずいぶん埋めてくれそうだな。さっき来た案件も君に原案を作ってもらおう！

名城 いや所長、勉強と実務は違いますから…。急にこき使わないでくださいよ～。



愛知県の消防・防災 (6)

愛知県防災局防災危機管理課

1 はじめに

平成28年7月号から隔月で連載させていただいている「愛知県の消防・防災」も今回で最終回となります。今回は、平成26年5月に公表した「平成23～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」と、この調査結果を踏まえて同年12月に策定した「第3次あいち地震対策アクションプラン」についてご紹介させていただきます。今回の特集を愛知県行政書士会会員の皆様の防災意識の高揚につなげていただければ幸いです。

2 東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果について

東日本大震災の発生を受け、愛知県では、新たな地震規模を想定した愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成23～25年度、以後、「本県被害予測調査」という。）を実施しました。調査では、A過去地震最大モデルの地震・津波、B理論上最大想定モデルの地震・津波の2つの規模の地震・津波について被害想定を行っています。

A 過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデル

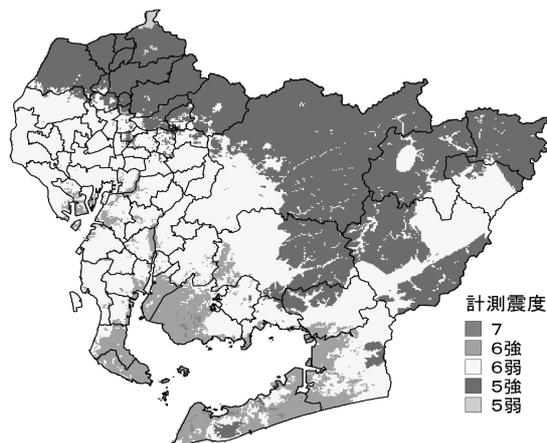
B 理論上最大想定モデル

南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのモデル

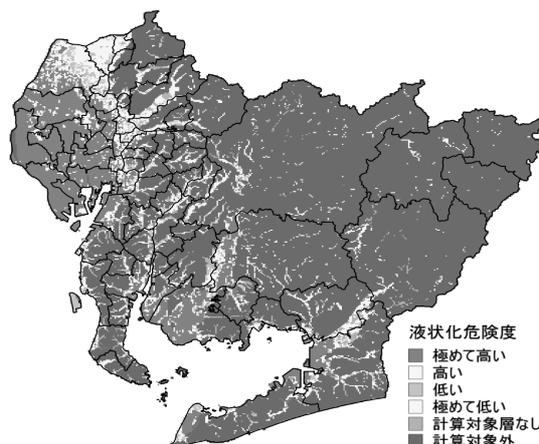
想定される被害（抜粋）

	過去地震最大	理論上最大想定	
全壊・焼失棟数	約94,000棟	約382,000棟	
死者数	約6,400人	約29,000人	
復旧期間	上水道	6週間程度	定量的な想定は行っていません
	下水道	3週間程度	
	電力	1週間程度	
	通信(固定電話)	1週間程度	
直接的経済被害	約13.86兆円		
間接的経済被害	約3.00兆円		

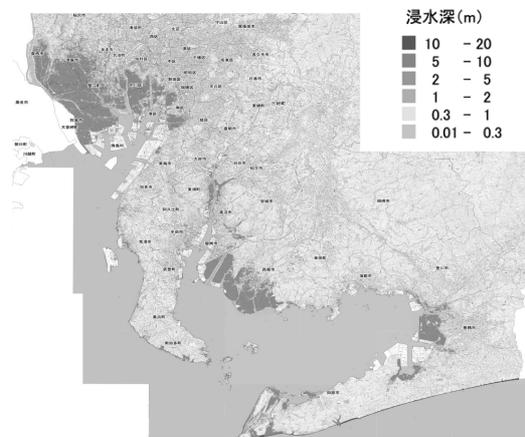
本県被害予測調査における震度分布、液状化危険度の想定、浸水想定域（抜粋）



過去地震最大モデルの震度分布



過去地震最大モデルの液状化危険度分布



理論上最大想定モデル（ケース①）の浸水想定域

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.aichi.jp/bousai/2014higaiyosoku/2014higaiyosoku.htm>

3 第3次あいち地震対策アクションプランについて

(1) 策定の背景とポイント

東日本大震災の教訓や南海トラフ地震に係る新たな被害想定、南海トラフ地震に対する国の対策の考え方などを踏まえ、平成26年12月に「第3次あいち地震対策アクションプラン」を策定しました。計画期間を平成27年度（2015年度）～平成35年度（2023年度）として、地震から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくりを目指して、計画を推進しています。

ポイント

- ・東日本大震災を踏まえた本県被害予測調査に基づく地震対策の行動計画
- ・本県被害予測調査における過去地震最大モデルの想定を、対策を進める上での軸としつつ、理論上最大想定モデルの想定についても「命を守る」観点で補足的に参照
- ・5つの対策の柱を中心とし、新たな施策体系を構築

(2) 目標と施策体系

愛知県地震防災推進条例（平成16年3月26日公布愛知県条例第2号）第9条第1項の規定に基づく行動計画として、以下の目標を掲げています。

目標（理念）

地震から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくり

減災目標

本県被害予測調査の結果（過去地震最大モデルの想定）に対して「減災目標」を設定

死者数

約6,400人→約1,200人（約8割減）

建物の全壊・焼失棟数

約94,000棟→約47,000棟（約5割減）

具体目標

目標（理念）及び減災目標を達成するための個別の具体目標を設定

施策体系

5つの対策の柱 36の対策ターゲット 243のアクション項目

(3) 施策体系と重点的に取り組む事項

4つの視点により18の重点的に取り組む事項を設定し、243のアクション項目のうち、目標（理念）を達成するために特に重要な69のアクション項目を位置付けています。

重点的に取り組む事項

視点1 被害予測調査の結果を踏まえ、減災効果を高める

1. 住宅・建築物の耐震化の促進
2. 家具固定の促進
3. 浸水・津波避難対策の充実
4. 河川・海岸堤防等の耐震化等の推進
5. 土砂災害対策の推進

視点2 東日本大震災における課題等への対応を充実する

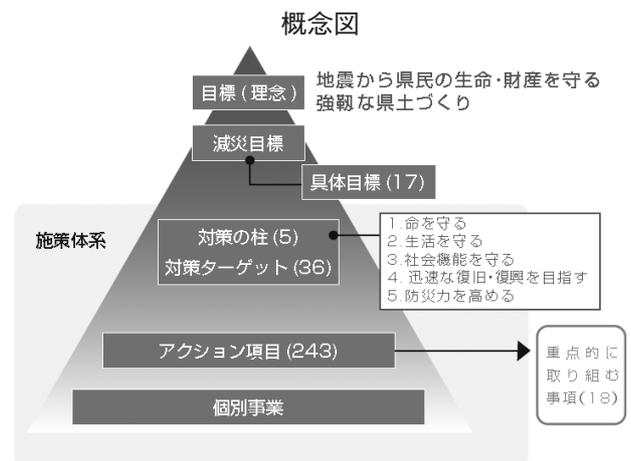
6. 防災活動拠点の充実
7. 防災体制の強化
8. 災害医療活動の充実
9. 救助活動等の交通基盤の整備の推進
10. 避難生活環境の確保
11. 災害用備蓄の促進
12. 災害廃棄物処理体制の構築

視点3 日本の成長をリードするあいちの産業を守る

13. 産業活動の維持・継続の確保
14. 迅速な復旧・復興のための事前準備の推進
15. 地域継続マネジメントの推進

視点4 防災・減災の主流化・日常化を進め、防災協働社会を構築する

16. 防災協働社会の形成の推進
17. 児童・生徒に対する防災教育の充実
18. 消防団の充実強化



「備えあれば憂いなし」

を念頭に、地震に強い安全・安心なあいちを目指して対策に取り組んでおろぞ

「歴史地震記録に学ぶ防災・減災ガイド」掲載キャラクター

げんさい 減斎さん

具体目標

項目	現状	目標
住宅の耐震化率	85% (H23)	95% (H32)
建築物の耐震化	耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数15,302棟 (H23)	耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等の棟数1/5に削減 (H32)
家具の固定率	56% (H25)	65%
学校の耐震化	97% (H25)	早期の完了
県内の防災拠点となる公共施設等の耐震化率	95% (H25)	100%
県有施設の耐震化率	85% (H25)	100%
自主防災組織による活動カバー率	95% (H25)	100%
「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消	地震時等に著しく危険な密集市街地104ha (H23)	100%解消に近づける (H32)
大規模盛土造成地の有無等の公表率	7.4% (H26)	50% (H28)
津波避難ビル等を指定している市町村の割合	41%《11市町村》(H25)	100%《27市町村》
本県被害予測調査等に基づく津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施する市町村の割合	—	100%《27市町村》
防災行政無線の整備率	80% (H26)	100%
緊急速報メールの整備率	70% (H25)	100%
津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合	48%《13市町村》	100%《27市町村》
本県被害予測調査等※に基づく市町村災害廃棄物計画の策定率	—	100%
事業継続計画を策定している企業の割合（大企業及び中堅企業の現状は国全体の数値）	45.8%《大企業》(H23) 20.8%《中堅企業》(H23) 5.3%《中小企業》(H25)	100%《大企業》 50%《中堅企業》 12%《中小企業》
業務継続計画の策定	県及び18市町村	県及び県内すべての市町村

重点的に取り組む事項



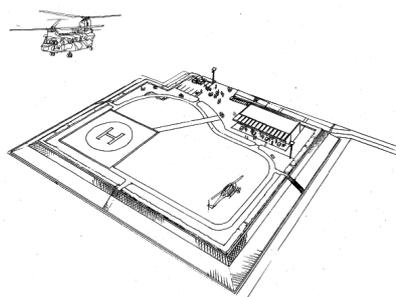
住宅・建築物の耐震化の促進



家具固定の促進



河川・海岸堤防等の耐震化等の推進



防災活動拠点の充実



災害医療活動の充実



消防団の充実強化

ちょっと役立ち豆知識

外国人と民法～④「離婚・・・その2」

中央支部 金 恩 瑩

■在日韓国人夫婦の離婚

日本に在留する外国人同士の離婚については、法の適用に関する通則法（通則法）の規定により、夫婦の双方が外国人で、その本国法が同一である場合、夫婦の本国法により協議離婚を日本の方式に従ってすることができる旨の証明書の提出がある場合は、協議離婚の届出を受理することができるとしています（平成元年10月2日民二第3900号民事局長通達参照）

これにより、外国人夫婦の本国法が同一で、その本国法が日本方式による協議離婚を認めている場合は、日本の市区町村役場に提出された離婚届を受理する取扱いがなされています。

現在特別永住者の在留資格を有する在日韓国人の世代は、3世・4世・5世の時代を迎えています。すでに親世代も含め、日本で生まれて生活しており、出生届や婚姻届等の創設的届出についても日本の市区町村役場に提出しています。生活の本拠が生まれた時から日本である日常のなかで、自身の身分行為の準拠法が韓国の法であると意識することはなかなか難しい状況と言えます。離婚手続きについても、日本の市区町村役場に離婚届を提出すれば協議離婚ができると思っている方も少なくないように感じます。

韓国では、平成16年（2004年）9月20日以降、日本方式による協議離婚を認めていません。在日韓国人夫婦が協議離婚をする場合は、必ず夫婦と一緒に管轄領事館に出頭して協議離婚意思の確認を担当領事から直接受けなければなりません。これは、協議離婚に際して熟慮期間（1ヶ月～3ヶ月）を定め、双方の離婚意思に変わりがないことの確認を受けてからでないと協議離婚を認めない意思確認制度が導入されたためです。韓国内においては家庭裁判所が意思確認手続きを行います。海外居住者について

はその国に駐在する大使館又は領事館の領事が意思確認を行います。

韓国へ提出する協議離婚届出書に、当該領事が作成した協議離婚意思確認書の添付がなければ、その離婚届は受理されません。また、平成20年（2008年）6月22日以降からは離婚する夫婦に未成年の子が居る場合は、協議離婚意思確認書に加えて「子どもの養育と親権者の決定に関する協議書」の添付も必須となっています。

実務上は、平成16年（2004年）9月19日までに成立した日本方式の協議離婚については、離婚届記載事項証明書等の書類を本国役場へ提出することで韓国においても有効に協議離婚が成立します。

平成16年（2004年）9月20日以降に日本の役場で受理された離婚届出については、日本国内においては有効ですが、韓国においては効力を有しないため、韓国で有効な協議離婚を成立させるためには領事館での協議離婚意思確認手続きを経なければなりません。このように日本では離婚が成立しているが、韓国内では婚姻が継続しているような跛行婚状態は、その後再婚や相続等において日本と韓国での身分事項の相違によるさまざまな問題を生じさせることとなります。

夫婦双方の協議が難しい場合は、裁判上の離婚をすることができます。この場合、日本同様に先に調停を行うことが基本となっています。

在日韓国人夫婦が韓国方式の協議離婚を日本で行うことが困難な場合は、住所を管轄する家庭裁判所で調停を行ない、その確定調書を離婚届出書に添付することで、韓国においても調停離婚が可能です。夫婦と一緒に領事館へ出頭することが難しい場合や心理的に負担を感じている場合などは、日本の家庭

裁判所での調停を利用する方法もあります。

ちなみに、日本人と韓国人夫婦の離婚については、日本方式でまったく問題ありません。

■参考：通達：平成16年9月8日民事局

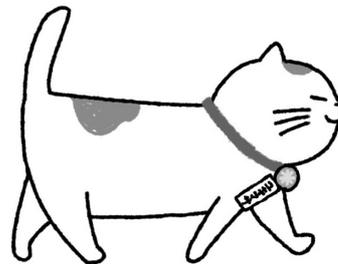
在日韓国人間の日本における協議離婚の届出について

平成16年9月8日民事局民事第一課補佐官事務連絡

本年3月17日、日本の方式に従って協議離婚をした在日韓国人夫婦の戸籍上の届出の取扱いを定めた同国の最高裁判所戸籍例規第322号が同例規第668号により廃止され、同例規第668号の施行日である本月20日以降、在日韓国人夫婦が協議離婚をする場合には、日本の方式により協議離婚の届出を我が国の市区町村長に提出し、その受理証明書を韓国の戸籍

官署に提出することにより離婚を申告することができた従来の取扱いは認められないこととなり、当事者双方が在日韓国大使館に協議離婚の申告をし、その後同国の家庭法院による離婚意思存否の確認を受けなければ、韓国当局は離婚の成立を認めないとする取扱いとなりました。

在日韓国人夫婦から日本の方式による適法な協議離婚の届出が我が国の市区町村に提出された場合には、これを法例第22条（＝通則法第34条）に基づく行為地法によるものとして受理せざるを得ませんが、当該受理をもっては韓国法上、協議離婚の成立は認められないことから、在日韓国人夫婦の協議離婚につき相談等があった際には、相談者に対し、取扱いの変更の概略を説明し、その詳細については在日韓国大使館等に問い合わせるよう対応することにつき、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方お取り計らい願います。



お知らせコーナー

お知らせ

戸籍謄本・住民票の写し等
職務上請求書マニュアル 平成29年3月版について

愛知県行政書士会では、職務上請求書の購入に当たって、使用済みの職務上請求書の使用状況の確認を行っております。そのおりに不備など指摘させていただくことがしばしばあることから、今般、職務上請求書の法令等の決め事や具体的な記載例等を盛り込んだマニュアルを作成いたしました。

本会ホームページの会員ページに掲載をいたしましたので、ご活用ください。

ダウンロードの方法

愛知県行政書士会のホームページ
↓
会員のページ
↓
ライブラリー
↓
業務資料
↓
職務上請求書マニュアル (PDFファイル)

※ 職務上請求書の控えは、2年間の保存期間が経過しているものであっても、次の購入の際には、本会に提示して使用状況の確認を受けなければなりません。提示が無ければ新しい職務上請求書は購入できませんので、確認の受けていない職務上請求書は処分しないでください。

U

平成 29 年 3 月 吉日

愛知県行政書士会 御中

多治見市役所 市民課

住民票の写しを請求する際の留意点について

日頃は多治見市政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、住民票の写しを職務上請求用紙等で請求いただいた際、例外対応として、仮にアパート等の名称、室番号等が記載されていない場合でも、その他の情報で該当者が特定できれば、交付対応させていただいている次第です。

しかし、多治見市内でも数十世帯を超える大型マンションの建設が進んでいること及びマイナンバー制度の導入、近年増加している「なりすまし」による証明書の不正取得や誤交付等を未然に防ぎ、個人情報を保護することを目的として、平成 29 年 4 月 1 日から アパート等の名称、室番号等が記載されていない場合は、ご返却させていただくよう手続きを改めます。

関係者のみなさまにおかれましては、ご理解、ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

お忙しいところ申し訳ありませんが、会員の皆様にもお伝えいただきますよう併せてお願い申し上げます。

<参考>

1 住民票の写し取得にかかる必要書類

①職務上請求用紙

※請求者の氏名、住所（住民登録上の住所で、アパート等の名称、室番号等も含む）、生年月日を記載してください。

②窓口にいらっしゃる方の本人確認書類・職務上請求用紙を使用することができる資格を証明する書類（資格者証、補助員証等）

担当

多治見市音羽町 1 丁目 71 番地の 1
多治見市役所 市民課 住基グループ
☎0572-23-5542 (ダイヤル)



28 知 建 第 357 号
平成 29 年 1 月 16 日

関係団体の長 殿

知立市建設部建築課

知立市における開発許可等の事務について（通知）

知立市の建築行政につきまして、日頃よりご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成 28 年 12 月 22 日に愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例（平成 28 年条例第 61 号、平成 29 年 4 月 1 日施行）が公布され、都市計画法に基づく開発許可及び建築許可等の事務並びに租税特別措置法に基づく優良宅地及び優良住宅認定の事務が、県から知立市へ移譲されることとなりました。

これにより、知立市における許可等につきましては、平成 29 年 4 月 1 日より知立市が行うことを、貴団体会員の皆様に周知していただきますようお願いいたします。

なお、添付書類と同様の「お知らせ」を平成 29 年 1 月 4 日より愛知県及び知立市のホームページに掲載するとともに、窓口で配布することで関係者へ周知しており、広報ちりゅう 2 月 1 日号にも事務移譲される旨の掲載を予定しております。

また、事務移譲後の申請様式の変更、申請手数料の納入方法の変更（愛知県収入証紙は使用できません）等につきまして、ご留意くださいますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

担当 知立市建設部建築課建築係

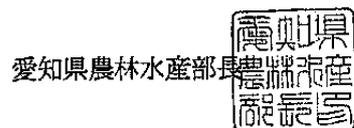
電話 0566-95-0128



28農振第673号

平成29年2月21日

愛知県行政書士会長 殿



農地法関係許可申請等取扱ハンドブック（第五版）の修正について（通知）

農地法関係許可申請等取扱ハンドブック（第五版）を別添の表のとおり修正しますので、御承知ください。

担当 農業振興課農地管理グループ（馬場）

電話 052-954-6405（ダイヤルイン）



(別添)
農地法関係許可申請等取扱ハンドブック (第五版) 修正箇所

修正ページ	修正箇所	修正後	修正前
37	3 転用計画 (4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	5 建ぺい率は建築物に係る土地の面積の計) × 100 (小数第2位を切り捨てる。) で算出すること。 利用率は工作物のみの転用の場合に記入する。(転用目的に供する土地の面積) ÷ (転用計画地全体から法面等転用目的に使用できない土地を除いた面積) × 100 で算出し、通常は100%となる。	5 建ぺい率は建築物に係る土地の面積の計) × 100 (小数第2位を切り捨てる。) で算出し、一般個人住宅ではおおむね2割以上であること。 利用率は工作物のみの転用の場合に記入する。(転用目的に供する土地の面積) ÷ (転用計画地全体から法面等転用目的に使用できない土地を除いた面積) × 100 で算出し、通常は100%となる。

平成 29 年 3 月 3 日

愛知県行政書士会 一宮支部長 様

一宮市農業委員会

会長 岩 田 金 利



**農地転用許可に関する農地法の事務・権限の
一宮市への移譲について（お知らせ）**

日頃、市農業行政に対し、格別の御支援・御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、従来、市街化調整区域内農地の転用につきましては、原則、都道府県知事の許可が必要でしたが、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました農地法の一部改正により、農林水産大臣の指定を受けた市町村にも都道府県知事と同じ許可権限が移譲されることになりました。

一宮市は、この農林水産大臣の指定を受け、平成 29 年 4 月 1 日より事務を開始することとなりましたので、お知らせします。

なお、申請書類、許可基準につきましては、従来と変わりありませんが、申請書の締切日等を次のように変更しますので、よろしく願いいたします。

- ・ 申請書締切；原則、毎月 8 日
- ・ 市農業委員会開催；原則、毎月 28 日
- ・ 許可証交付；原則、毎月 15 日＜3,000 m²以下の案件＞

【問い合わせ先】

一宮市農業委員会事務局長 関戸

電話(0586)28-9137<直通>

(0586)28-8100<内線 1641>

FAX(0586)73-9135

ライブラリ研修動画一覧

(平成29年1月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○
2	企画情報部	376	H23. 9. 8	6次産業化法研修会	○
3		495	H26. 8.29	ROBINS確認者研修会	○
4		524	H28. 2. 1	「マイナンバー制度～中小事業者向けの実務とコンサル」研修会 企業法務の観点から行政書士実務の対応領域、業務の具体例について学ぶ	○
5	建設環境部	398	H23.12.15	建設業関係業務研修会 (1) 「賃貸住宅管理者登録制度」について (2) 愛知県の平成「24.25年度入札参加資格審査申請（建設工事）」について	×
6		441	H24. 7.24	初心者向け産廃関係業務研修会（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
7		449	H24.10.15	建設業関係業務研修会 (1) 建設業許可・経営事項審査について (2) 建設業法令遵守及び国土交通省平成25.26年度競争参加審査申請並びに建設業者の社会保険加入促進について	×
8		472	H25. 9.26	初心者向け業務研修会（産廃物処理業関係業務）（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
9		474	H25.10.18	業務研修会② (1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成26・27年度愛知県建設工事等入札参加資格審査について (3) 建設業法令遵守等について (4) 建設業者にとっての社会保険	×
10		494	H26. 8.25	建設業務研修会Ⅰ 平成26年度廃棄物行政について	×
11		498	H26. 9.18	産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編）	×
12		500	H26.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 建設業法令遵守等について (3) 国土交通省平成27・28年度競争入札参加資格審査申請について	×
13		512	H27. 3.20	建設業許可と経審について（大臣）	×
14		513	H27. 8.25	愛知県の平成27年度廃棄物行政について	×
15		514	H27. 9.16	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×
16		515	H27.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成28・29年度愛知県建設工事等入札参加資格審査の申請について (3) 建設業法令遵守等について	×
17		518	H27.11.19	(1) 電気工事業法登録手続及び建設業法との関係について (2) 建設業法等改正に伴う申請・届出手続の注意点について (3) 納税証明書のオンライン請求の具体的な利用について	×
18		530	H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	×
19		531	H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×
20	運輸交通部	357	H23. 1.26	倉庫業について	○
21		404	H23.10.26	自動車保管場所証明申請について（OSS申請における所在図及び配置図作成の際の留意について）	○
22		446	H24.10.10	一般貨物運送業の許可申請について	○
23		457	H24.12.17	安全性優良事業所認定制度（Gマーク）について	○
24		501	H26.10.29	(1) 特殊車両通行許可について (2) 道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針について (3) 特殊車両通行許可におけるオンライン申請について	○
25		519	H27.11. 5	(1) 車庫証明申請について (2) 自動車の登録業務について (3) 封印について（出張封印等）	○

お知らせコーナー

	部	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用	
26	国際・私法部	420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	
27		467	H25. 2.13	国際業務初心者向け研修会（初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○	
28		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○	
29		486	H26. 2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国国籍等収集方法と見方	○	
30		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	
31		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	
32		509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	
33		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	○	
34		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	
35		521	H28. 1.28	初心者向け研修DVD（在留資格認定申請書の書き方）DVD作製日1/28	○	
36		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	
37		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	
38		土地利用部	374	H23. 8.23	特定都市河川浸水被害対策法（境川（逢妻川）・猿渡川流域）の概要及び雨水浸透阻害行為の許可等について	○
39			442	H24. 8. 8	市街化調整区域に建築するときの要件について（住宅関係）	○
40	451		H24.10.31	開発許可制度の解説（開発許可の基礎を学ぶ）	○	
41	461		H25. 1.31	(1) 愛知県開発審査会基準第16号の改正及び第19号制定の解説 (2) 意外と人に開けない市街区調整区域の話	○	
42	489		H26. 3.24	農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準	○	
43	493		H26. 7.24	愛知県における開発許可等	○	
44	502		H26.11.12	行政書士の土地利用業務（建物を建てる時の知識）	○	
45	507		H27. 1.19	土砂災害防止法に関する特定開発行為について	○	
46	516		H27. 9.24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○	
47	523		H28. 1.27	行政書士の土地利用業務について	○	
48	527		H28. 3.24	開発許可（都市計画法）と農地転用の話	○	
49	532		H28. 9.26	行政書士の土地利用業務の基礎知識	○	
54	法人経営部		425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○
55			445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○
50		473	H25.10.10	法人経営部研修会 第1部 日本政策金融公庫の融資制度とその手続について 第2部 第二種金融取引業の新規登録について	○	
51		481	H25.12.13	法改正後のNPO法人の設立について	×	
52		499	H26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	○	
53		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	×	

ライブラリ研修申込書

平成 年 月 日

愛知県行政書士会会長 殿

申 込 者	氏 名			
	支 部	支 部	事務所TEL・FAX	
	会員番号		TEL ()	—
	メールアドレス		FAX ()	—
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 平成〇年〇月〇日▽時	499	26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館2階C会議室（視聴覚室）
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。 （視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もごございますのでご利用ください。

会 受 領 印 欄	
-----------------------	--

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について

開催日 毎月第4木曜日に開催

時 間 午後1時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

開催日 毎月第4木曜日に開催

時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

運輸交通部

開催日 平成29年5月10日(水)

開催日 平成29年6月7日(水)

時 間 午後1時30分

時 間 午後1時30分

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について

国際・私法部

開催日 毎月第二水曜日

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について

土地利用部

開催日 平成29年5月24日(水)

時 間 午後1時30分から4時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立に限定

法人経営部

開催日 毎月第一水曜日 5月は第一水曜日が閉局のため、第二水曜日

時 間 午後2時から4時まで

※初心者対象

平成29年5月1日

会 員 各 位

 建設環境部
 運輸交通部
 国際・私法部
 土地利用部
 法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立に限定】

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的にお書きください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

会員訪問記



昭和支部 小島 太会員

会報委員 古田 禎史



3月中旬の日曜日、相続・遺言業務を専門にしておられる小島 太先生の事務所を訪問しました。

—小島先生の簡単なプロフィールを教えてください。

—私は50歳まで、かつて名古屋といえば松〇屋といわれたデパートに勤めていました。しかし50歳の時に自分の考えでデパートを辞めました。妻には退職金も貰えるし、多少の蓄えもあるので何とかなんと説得しましたが、何ともならないと言い返されました(笑)。デパートを辞める頃、宅建の資格を取得したので不動産屋さんのミニ〇ニでアルバイトをしていました。また必要になると考えて夜、資格学校に通いながら管理業務主任者とマンション管理士の資格も取りました。

—行政書士になったきっかけは何ですか？

—資格学校の先生から「宅建やマンション管理士で独立して開業するのは難しい。行政書士か社会保険労務士を受けたらどうか」と勧められたのがきっかけです。そこで行政書士と社労士の試験科目を見比べて一般教養科目がある行政書士試験に魅力を感じて行政書士を受けることにしました。

—行政書士で開業してすぐ食べられましたか？

—いえ5～6年間は二足のわらじでした。以前アルバイトをしていたミ〇ミニや別の不動産会社で働きながら行政書士を続けていました。しかし益田俊信

支部長や山岡兄一会員にそろそろ行政書士専業で活動しないといつまでたっても行政書士として一本立ちできないと言われたので行政書士一本化を決意しました。

—行政書士専業になってどうやって仕事を取っていったのですか？

—私は50歳までのデパート勤めの中で色々な仕事をやってきました。ですから営業やフットワークの軽さには自信がありました。まずかつての同僚や正社員に声をかけ、またお得意様やお客様にも声をかけて、そこから徐々に仕事の依頼が来るようになりました。

—行政書士の魅力は何ですか？

—色々な仕事ができる間口の広さですね。それと相談者や依頼者と身近に接する事ができる敷居の低いところ、また他土業の窓口になれるところだと思います。

—初めから相続・遺言業務を専門にしていたのですか？

—最初は依頼が来たものは、許認可でも何でもやっていました。そのうちこれも益田俊信支部長や山岡兄一会員の助言で徐々に専門業務を絞って行きました。

—相続・遺言業務を専門にされたのは何故ですか？

—一番相談が多かったからです。

—最後に新入会員の方達に一言お願いします。

—私は50歳を過ぎて行政書士になりました。また前職は法律とは無関係のデパート勤めでした。そんな私でも今は専業行政書士として何とか生活できるようになっています。若い人はもちろん年配の方でも努力すればそれに見合う成果が得られる職業だと思います。勉強と営業の両輪で頑張ってください。

—今日はどうもありがとうございました。

支部だより

東三
支部

平成28年度国際・私法 部会第1回研修会

会報委員 水野 悠

日 時 平成29年1月20日(金)
午後2時～4時30分
場 所 豊橋市民センター（カリオンビル）4階
講 師 小柳津 えみ会員
テーマ 『事例で考える申請取次業務の魅力』
出席者 10名



1月20日、豊橋市民センター（カリオンビル）にて、東三支部平成28年度国際・私法部会第1回研修会を「事例で考える申請取次業務の魅力」というテーマにて、在留資格に関わる業務の詳細について小柳津会員よりお話いただきました。

在留資格認定証明書交付申請、変更申請又は更新申請といった入管を申請先とした業務において、申請を取り次ぐ届出済行政書士として非常に豊富なご経験と知識をお持ちの当支部小柳津会員が実際に取り扱われた事例の詳細な紹介と、その事例の一連の流れの中でターニングポイントとなる論点を取り上げての参加会員とのディスカッションを行っていく形式での研修会となりました。

様々な事情を持つ外国人の方々と接する業務において現れる種々の局面において、①どのように考え、②どのような制度を利用し、③どのような方々と協力体制をとって申請までの業務を進めていくか、という講義の中で、書類に現れる面だけでないこの業務の奥深さを教えていただきました。

申請取次業務を行っている会員が集まったこともあり、業務に直結する非常に有意義な研修会となり、終了後の有志による「懇親会café」でも更に話が尽きない一日となりました。

中央
支部

平成28年度第2回 運輸交通業務部会研修会

中央支部 戸加里 邦子

日 時 平成29年1月24日(火)
午後6時～8時
場 所 愛知県行政書士会館 3階大会議室
出席者 9名
講 師 亀井 直美会員（中央支部）
テーマ 『特殊車両通行許可申請の手続きについて』



中央支部の第2回運輸交通業務部会研修会は、支部の運輸交通業務部会の部会長でもあります亀井直

美会員による「特殊車両通行許可申請の手続きについて」でした。亀井会員は、この分野のエキスパートですので、研修会の内容も、入門編である「特殊車両とは？」に始まり、①申請に必要な情報、②申請はどのように行うのか、③審査期間、④申請時の注意点、といった必須事項についてこの研修に出席すれば手引きを読む必要がないと思えるほど、短時間に分かりやすく説明して下さいました。

日頃、私達は普通に特殊車両が道路を走っているのを見ているため、通行許可が要るとは思いもよらず、それは運送業等を営んでいる方にもまだいらっ

しゃるそうで、開拓の余地のある分野というお話には、受講された会員の方も熱心に耳を傾けていらっしゃいました。

実際の書類作成にあたり、紙の必要量が膨大であること、インクジェットプリンターでは採算が合わず、この業務を考えるのであればレーザープリンターがおすすめであるという、エキスパートならではのお話を聞くこともできました。亀井会員が使用した資料も別途配布して下さいするなど、実際の業務をしっかりと体験できたような研修会となりました。



東名支部 第4回 国際私法部研修

東名支部 金林 伸洙

日時 平成29年1月28日(土)
午後4時～6時

場所 尾張旭市中央公民館
勤労青少年ホーム(303会議室)

講師 小河 英仁会員(東名支部)

テーマ 『相続業務ははじめの一步
戸籍の読み方・集め方を学ぼう』

出席者 21名



東名支部国際私法部主催の研修会が1月28日(土)に行われ、21名の支部会員が参加しました。

講師は東名支部国際私法部部長の小河英仁会員が務め、テーマは「相続業務ははじめの一步。戸籍の読み方・集め方を学ぼう」でした。

研修は“戸籍の基礎知識”、“戸籍の読み方”、“事例の検討”と順番にすすめられました。

戸籍は相続を仕事とする行政書士が避けては通れないものですが、時代によって様式が違ったり、専門用語が多かったりと初めて見る会員にはなかなか難しく、分かりづらいものです。戸籍の“基礎知識”、“戸籍の読み方”ではこのように煩雑な戸籍を、初めて戸籍を見る会員にも分かるよう、仕組みや様式の変遷といった基本的な部分から一つ一つ丁寧に解説をしていただきました。

“事例の検討”では相続があったと仮定し、どういった形で行政書士の仕事となりうるかを考えた後、相談や受託時のポイント、戸籍の集め方、読み方を実践形式で学びました。

研修会の最後に設けられた質疑応答では、活発に意見交換がされ、さらに知識を深めることができ、大変有意義な支部研修会となりました。

昭和
支部

第5回研修会 運輸交通部

会報委員 古田 禎史

日時 平成29年1月29日(日)

午前10時～12時

場所 天白生涯学習センター 2階第2集会室

講師 小野澤 賢哉会員

出席者 9名

テーマ 『車庫証明受注時のポイント及び訂正例』



今日の研修内容は「車庫証明受注時のポイント及び訂正例」と題して運輸交通部担当幹事の小野澤賢哉会員が講師を務めました。まず車庫証明（自動車保管場所証明）の依頼者としては、①個人、②ディーラー、③行政書士に大別されるということです。そして①個人の場合は引っ越し等の住所変更に伴うものが多いので、自動車のナンバー変更とセットで依頼されることが多く、②ディーラーの場合はディーラーがある程度近場にあると書類の引取や届けをすることもあるので、報酬設定に気を付けた方がよいということ、そして③行政書士からの依頼の場合は既に書類が整っていることが多いため、提出引取の代行で済み、楽だということでした。また車庫証明を作成するうえで間違いやすい点として、申請者が法人の場合、仮に本社が東京で支店が名古屋だとしても、「保管場所使用承諾証明書」の使用者の住所と氏名の欄は東京本社のもを記入することとなり、所在証明として使用の本拠宛に届いた3か月以内の消印付きの郵便物等を添付する必要もあること、また訂正印は委任を受けた行政書士の職印ではなく承諾者の印鑑で押すこと、そして「自動車保管場所証明申請書」の「自動車の使用の本拠の位置」と「自動車の保管場所の位置」の住所は同じではないこと、申請者の氏名にはフリガナを書くことなどを説明されました。

西北
支部

「差別化を図る会社設立手続きの実務」研修

西北支部 森越 靖

日時 平成29年1月30日(月)

午後6時～8時

場所 名古屋市北生涯学習センター

講師 大石 丈浩会員

出席者 22名



これまで多くの会社設立手続きを手掛け、豊富な経験をお持ちの大石丈浩会員による研修会が開催されました。今回は差別化と題しているように、基本

的な設立手続きではなく、比較的少ない案件である現物出資と外国人の会社設立手続きに特化した内容で講義していただきました。

現物出資というと、何が出資できるの？どの様に査定するの？などの疑問が挙がりますが、この講義で丁寧に説明して頂き、理解を深めることができました。大石会員は、家畜（肉牛）やトイレの芳香ボールなど、そんなものも現物出資できるの？と思われるものも経験されたそうです。不動産や車など名義変更手続きという手間のかかるものもありますが、お客様に選択肢として現物出資を提案してみるのも

良いと感じました。

また、外国人の会社設立手続きにおいては、在留資格のこと、日本に在住している場合と海外に在住している場合の手続きの違い、必要書類などの解説がありました。外国人は横の繋がりが強いので紹介も多くあるそうです。

今回の研修参加者には、大石会員が業務で使用している資料のデータを設立キットとして配布して下さることとなりました。ご厚意に答えることができるよう業務に活かしたいと思っております。



名南
支部

1月研修会

名南支部 鰐部 伸一

日時 平成29年1月30日(月)
午後2時～6時

場所 石川行政書士事務所3階セミナールーム

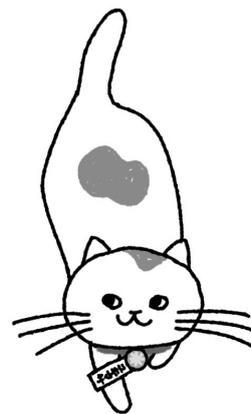
講師 青山氏（司法書士）

テーマ 『民事信託について』



平成29年1月の当支部の研修会は、当支部の主たる研修の一分野であります「民事信託」について、多くの専門の先生方の取り組みや方針を学び、行政書士として基礎及び事例対応可能な知識、技能を身に付け、民事信託を専門とする行政書士へのレベル

アップ研修会、または、新しく取り組みを検討されている会員の研修会となりました。講義の途中にも、質疑応答がなされました。研修を終了し、会場を新年賀詞懇談会に席を移動して、当支部の役員や本会役員、地方議員の参加もあり、行政書士制度、業務、国政、県政、市政報告もあり、大変盛り上がり、中締め以後も大いに語らい散会しました。



尾北
支部

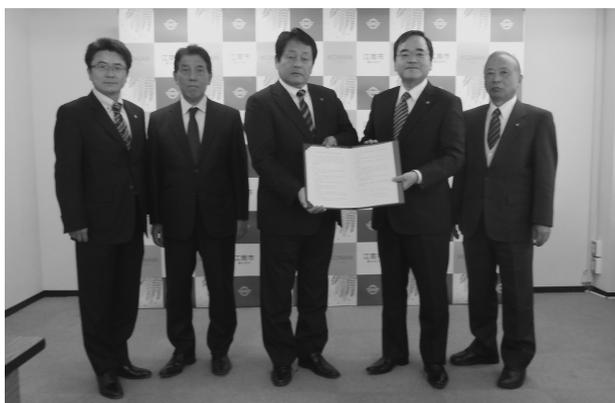
災害時被災者支援 協定書の調印式

会報委員 伊藤 千勢

日時 平成29年1月31日(火)
午前11時～

場所 江南市役所 2階会議室

参加者 江南市 澤田 和延市長、佐藤 和弥副市長、その他防災安全課職員、
尾北支部 伊代田支部長、尾関副支部長、
佐藤副支部長、大竹相談役



この度、尾北支部では江南市との間で「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」を締結しました。

調印式は、江南市防災センター長である小塚昌宏氏の司会進行のもと、澤田和延江南市長の挨拶に続いて伊代田支部長の挨拶があり、その後協定書への調印が行われました。

調印後の懇談では、澤田市長から「災害時の支援物資については、ある程度目途がたっているが、被災者への相談業務等の人的支援は市の職員だけでは対応しきれないことも懸念されるため、行政書士会の申出は非常にありがたく、心強く感じています。」との感謝の言葉がございました。

尾北支部では、今後管内の他の市町にも同様の協定を結べるよう働きかける予定です。

尾張
支部

第2回 国際私法部研修

会報委員 松永 和範

日時 平成29年2月11日(土)
午後4時～6時

場所 スペースパレット

講師 堀田泰成法律事務所
弁護士 堀田 泰成先生

テーマ 「遺言・相続について」～争続を避けるために～

出席者 24名



前半の無料相談会相談員研修に引き続いて後半は弁護士の堀田泰成先生をお迎えして「遺言・相続について」～争続を避けるために～というテーマでお話ししていただきました。

2時間という短い時間の中で遺言・相続について初心者でもわかりやすい説明でした。特に生命保険金について原則として相続財産には含まれないものの、“例外的に特別受益に準じて持戻しの対象になる場合”があり、具体的な数字を用いていかなる場合に持戻しの対象になるのかを説明していただいたのでとても理解しやすかったです。また特別受益や寄与分がある場合についての具体的な計算もしていただき復習になりました。

懇親会では堀田先生が出席者一人ひとりにお話しをされ、とても気さくなお方でした。困ったときは堀田先生に相談したいと思いました。

今回は是非違うテーマでお越しいただきたいと思いました。堀田先生ありがとうございました。

尾張
支部

平成29年度無料相談会 相談員研修会

尾張支部 柳原 勝利

日時 平成29年2月11日(土)
午後3時～3時45分

場所 スペースパレット

講師 松田 伸吾会員、谷口 正信会員

テーマ 『無料相談会注意事項、過去の相談実績等』

出席者 15名



本日は尾張支部無料相談会相談員研修会が行われました。

松田伸吾先生より

- ①愛知県行政書士会尾張支部相談会運営要綱（案）
- ②愛知県行政書士会尾張支部相談員基本マニュアル
- ③相談者から依頼があった場合について

谷口正信先生より

④過去の無料相談会での相談内容のお話をいただきました。

①については、相談員の選出の話が行われ、相談会の相談員は登録された者で、登録を希望する者はメール・FAXで申し込みをして、最終的には支部長が登録者の中から選出する。

②では相談員での注意事項では、服装、行政書士バッチの着用などの基本的なことの確認や無料相談会の当日を相談員が忘れるのを防ぐため、事前に電話で相談員に連絡することや、当日は30分前に集合するなどマニュアルの話があり、それに基づいて意見交換が行われました。

③相談者から依頼があった場合では、相談者から直接の依頼は受けないことや営業行為は禁止（名刺等の交換も不可）であり、必ず愛知県行政書士会に連絡してもらうことなどの確認が行われました。

④過去の無料相談会での相談内容では、9割5分が相続・遺言の相談で、稀に外国人関係、建設業関係、農地転用などの話があるとのことでした。確認事項としては、他の法律に抵触する場合は一般論としての回答で行い、税理士法、司法書士法に抵触しないようにすること。また自身の得意分野ではない相談が来た場合は安易に答えず愛知県行政書士会に連絡してもらうなど、適切な措置をとることなどの話が行われました。

45分という短い時間ではありましたが、無料相談会がより良く実施できるための研修会で、また良い話し合いが行われたと思います。

法務省：「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」（平成27年2月10日決定）より

第33 賃貸借

1 賃貸借の成立（民法第601条関係）

民法第601条の規律を次のように改めるものとする。

賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる。

2 短期賃貸借（民法第602条関係）

民法第602条柱書の部分の規律を次のように改めるものとする。

処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、当該各号に定める期間とする。

昭和
支部

日進市 無料相談会2月

会報委員 古田 禎史

日時 平成29年2月13日(月)
午後1時30分～4時30分
場所 日進市役所 4階相談室
相談員 丸田 肇会員、伊福 泰則会員
相談者 4組(5人)



日進市役所での「相続・遺言に関する無料相談会」は、先月、上限4組のところを5組に対応したという記録(?)を作りましたが、今月も予約表を見たところ上限枠いっぱいの4組の相談者とキャンセル待ちの相談者が1組載っていました。毎度のことながら寒い中相談に来ていただいた市民の方々には感謝の気持ちでいっぱいです。また日進市役所の方々にも同じ思いであります。

相続・遺言に関する無料相談会に来ていただける相談者の相談は当然一人一人異なります。まさに多種多様です。比較的短時間で相談が済むものもあれば、相談時間の35分以内では答えきれない相談もあります。ただあくまで無料相談会であるため、解答に時間を要する相談に関してはある程度のアドバイスにとどめています。そして相続・遺言に関する無料相談会で相談されることが多いのが税金に関することと登記に関することです。これらに関して行政書士は答えることができません。そこで私達昭和支部では名古屋税理士会、愛知県司法書士会、愛知県弁護士会その他の士業や名古屋市消費生活センター、愛知県宅建協会等の電話番号や住所等を記載した資料を作成し、必要に応じて相談者の皆様に手渡して、コーディネーターの役割を果たしております。上の写真は本日の相談員である丸田 肇会員(左)と伊福泰則会員(右)です。

岡崎
支部

岡崎市と災害協定 を締結

岡崎支部副支部長 竹田 雅彦

日時 平成29年2月15日(水)
午後2時～
場所 岡崎市役所市長室
出席者 島津 達雄、竹田 雅彦、杉浦 達也、
米村 篤史(以上岡崎支部)、
内田 康宏岡崎市長



2月15日、岡崎市役所市長室において「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」の締結式が、内田康宏岡崎市長と島津達雄愛知県行政書士会岡崎支部長の間で行われました。

大規模あるいは激甚災害発生時に、市の機能だけではまかないきれない業務量になる事態も想定されることから、行政書士が協力できることを積極的にかつ無償で行い、市の行政機能を補助しようというものです。

岡崎市は平成20年8月末豪雨において、市内の伊賀川流域を中心に大きな浸水被害を受け、被災者・被災家屋が多かったことから、市は被災証明書の発行業務等に多大な労力を要することとなりました。今回の協定締結は、大規模災害発生時に行政書士が市の業務をサポートすることにより、担当部局のみならず市の行政機能全般の円滑化を図るのが狙いです。

願わくばこの協定が日の目を見ることなく忘れ去られるような存在であって欲しいものですが、いざという時には、岡崎支部に属する行政書士有志が市民の助けとなって活動できるよう、支援体制を整えていくつもりです。

豊田
支部

土地利用部 第2回研修会

豊田支部 勝田 崇

日時 平成29年2月17日(金)

午後2時～5時

場所 豊田商工会議所 204会議室

テーマ 『・農地法・農振法の手続きについて。
・都市計画法の手続きについて。』

出席者 37名



今回の研修会は、毎年恒例豊田市役所の担当職員様を講師に迎え、農地法・農振法及び都市計画法の手続きについて研修しました。

「農地法・農振法について」は、①資力があることを証する書面の変更、②3条許可に関わる下限面積の変更、③1000㎡以上の事業系案件に関わる協議方法の変更が主な内容でした。「都市計画法について」は、①34条1項に係る業種の変更、基準の明確化、②開発事業に係る手続き等に関する条例(案)の概要説明が主な内容でした。

その後の質疑応答では、多くの質問が寄せられ一部質問を制限するほどの活発な研修会となりました。

東名
支部

土地利用部研修会 の開催

東名支部 中村 幸司

日時 平成29年2月18日(土)

午後3時30分～5時30分

場所 尾張旭市中央公民館

勤労青少年ホーム3階303A会議室

出席者 13名



東名支部土地利用部主催の支部研修会が2月18日(土)に開催されました。出席者は、支部会員13名。東名支部土地利用部・西山広明副部長の司会進行の下、東名支部土地利用部・日比野慎部長が講師を務められました。

今回の研修のテーマは、「市街化調整区域内での分家住宅建築のための許認可手続きについて」で、第1部「建築許可申請書の作成の実務について」、第2部「農地法第5条許可申請書の作成の実務について」の2部制で行われました。

研修会では、初めて業務を行う会員でも手続きが行えるようにと、過去の事例を交えながら、実際の申請書の作成例を用いて、書類作成時の注意点を中心にご講義いただきました。

講義後に設けられた質疑応答の時間においても、多数の質問があり活発な意見交換がなされ、大変有意義な研修会となりました。

昭和
支部

第6回研修会 国際・私法部

会報委員 古田 禎史

日時 平成29年2月22日(水)
午後3時30分～5時30分
場所 天白スポーツセンター 2階第3会議室
内容 『入管難民法概要と入管実務～「技能」転職後の在留期間更新他～』
講師 新小田 次徳会員
出席者 10名



第6回研修会（国際・私法部）は第3回創業支援研究会に続いて行われました。

本日の講師である新小田次徳会員は国際業務に関して昭和支部では三神百合会員と共に第1人者と言われています。新小田次徳会員は一見怖そうな雰囲気を持っていますが、よく見るとキリッとしたいい男であり、飲み会や食事会などでお話すると非常に話題が豊富で面白く、たまにこちらが爆笑することもあります。さて今日の講義はまずレジュメが豊富でありました。入管法の概要と実務についての資料と12枚もの在留期間更新許可申請書、そして見本として実際に新小田先生が過去に作成された在留期間更新許可申請書も頂きましたがこれは15枚もありました（当然名前や住所、顔写真などは本人と特定されないように消してありました。もっともそれに関係なく知識がない者にとっては申請書を見ても何が書いてあるのかほとんどわかりませんでした）。これらのレジュメにそって新小田先生が入管法のポイントをいくつか説明され、その後出席者が見本を基に実際に在留期間更新許可申請書を記入してみる試みが行われました。国際業務を取り扱っていない者にとってはこのような研修会でしか申請書に書き込む機会がないため大変有意義な研修会でした。

昭和
支部

第3回 創業支援研究会

会報委員 古田 禎史

日時 平成29年2月22日(水)
午後1時～3時
場所 天白スポーツセンター 2階第3会議室
内容 第1部 特定創業支援セミナー第3回参加報告
第2部 事業承継における「相続税・贈与税の納税猶予・免除制度と経済産業大臣の認定」手続きについて
講師 林 紀子会員、益田 俊信会員
出席者 10名



本日行われた創業支援研究会の3回目は前2回と同じく2部構成になっており、第1部は特定創業支援セミナー（“成功するための”創業支援セミナー）全4回のうち平成28年11月6日(日)に日進市商工会館で行われた第3回目の「販路拡大講座」の内容について中村さつき会員が報告しました。報告内容は新商品開発の成功事例である（株）ヤッホーブルーイングの「水曜日のネコ」というビール、利益の拡大に成功した竹島水族館、ネット通販店として成功した「リサイクル絵本のこども古本店」等の話でした。

第2部は林紀子会員が表題に関して行政書士の業務である「認定手続き」について説明されました。①納税猶予を受けるための主な要件（会社の規模、内容・被相続人、相続人の条件等）、②手続書類提出の時期、③「認定」を受けるために必要な書類（認定申請書、添付書類）、④納税猶予を続けるための主な要件、⑤猶予された相続税が免除となるケース、等について実際に経験したことによって説明されましたが、かなり難しい内容でした。

一宮
支部

支部研修会開催

会報委員 林 麗子

日時 平成29年2月24日(金)

午後6時～8時

場所 一宮市産業体育館 3階第1会議室

講師 内山 治夫先生(中京大学非常勤講師)

テーマ 『顧客の心をつかむ～社会情勢を反映した面接技法～』

出席者 21名



一宮支部の今回の研修会では、依頼者との面接(面談)においての、相談を受ける側としての態度や考え方について、主に福祉方面の観点から講師の方に語って頂きました。

①「傾聴」 相手の意見を尊重し、信用を獲得する技術。こちらの聞きたい事を聞くのではなく、相手の言いたい事を受容的・共感的態度で“聴く”。相手が考えを整理し、納得できる結論に到達するのを支援することができる。②「共感」 相談者の立場に自分を重ね合わせながら、認識の枠組みに取り込んでいく。③「受容」 援助を目的として相談者があるがままに受け止め理解する。聴く側は自分の感情をコントロールせねばならない。④「非審判的態度」 多面的に評価し、相談者を一方的に非難しない。但し相談者が傷つくことを気にして、価値基準の体系を無視してはいけない。⑤「自己決定」 相談者の権利と欲求を認識し、自己決定・選択できるように様々な情報を提供する。⑥「統制された情緒関与」 面接者は自分の思考と感情を知って利用者に伝えねばならない。⑦「秘密保持」 プライバシーの保護。

以上、成年後見や、遺言書および離婚協議書作成にかかわる面談の場面で活用できるかと思いました。相談者一人一人はかけがえのない存在として扱われることを望んでおり、また、その人なりの論理や言動は決して軽んじられて良いものではありません。相談者の心へ寄り添い、事件の取り調べのような圧迫感を与えぬよう配慮ができれば、表情や言葉の裏側に潜んだ感情などを理解することも可能でしょう。本人が望む、解決への道筋を見出して引き出す手助け。このような心構えも大切だと思いました。

昭和
支部

新入会員懇親会

会報委員 古田 禎史

日時 平成29年2月25日(土)

午前11時30分～午後1時

場所 名古屋市昭和区「萬々事々(ママゴト)」

出席者 新入会員4名、役員10名



今日は新入会員と役員が昼食を取りながら懇談する「新入会員懇親会」が開かれました。昭和支部の

平成28年の新入会員は転入会員を含めて11名でした。そのうち4名の新入会員が出席しました。以下に4名の新入会員を簡単に紹介します。

渡邊由美子会員は現在会社に在籍しているため、行政書士の登録だけ済ませ、今年の4月頃から開業するかもしれないということです。開業した場合には色々な業務を経験して専門業務を決めていきたいというお話でした。趣味はゴルフです。松岡美喜子会員は現役の看護師であり、看護師を辞めてから専業行政書士となるか、看護師を続けながら行政書士となるか、まだ決めていないそうです。成年後見業務に興味があるということでした。趣味はお孫さん

に会いに行くことです。益田浩志会員は、しばらく父である益田俊信支部長と行動を共にしていましたが、自ら勉強や研修会に出席するうちに、国際業務をやってみたいと思うようになったそうです。趣味は読書で、最近では司馬遼太郎の本を読んでいるということでした。最後に島田舒一（しまだのぶいち）会員ですが、銀行や証券会社に勤めた後、しばらく様々なボランティア活動をされていました。その後68歳の時にCFPを取り、79歳の時行政書士試験に合格され、去年80歳で特定行政書士にも合格されました。趣味は旅行です。写真は左から渡邊由美子会員、松岡美喜子会員、益田浩志会員、島田舒一会員です。

昭和
支部

行政書士記念日協賛「相続・遺言無料相談会」昭和区

会報委員 古田 禎史

日 時 平成29年2月28日(火)

午後1時30分～4時5分

場 所 名古屋シルバー人材センター研修室

相談員 松葉 豪会員、清水 由佳会員

相談者 3組（3人）



2月だというのに暖かくて良い天気にも恵まれた本日、名古屋市昭和区の御器所ステーションビルの4階にある名古屋シルバー人材センターの研修室で、行政書士記念日協賛の相続・遺言に関する無料相談会が開かれました。初めて利用した施設でしたが、3組の相談者が来られました。

名古屋シルバー人材センターは、交通の便も良く、静かで綺麗な施設でした。益田俊信支部長も無料相談会だけではなく、研修や研究会なども、ここでやるのではないかと言われました。また名古屋シルバー人材センターを利用している方達に対して、セミナーを開く事も考えておられるようでした。

名古屋シルバー人材センターが入っている御器所ステーションビルには、専用の駐車場もありますが、民間の有料駐車場も点在しています。したがって車でも行きやすく、地下鉄鶴舞線の御器所駅から歩いて数分の所にあるため、公共交通機関を利用しても便利です。

天白区植田の天白スポーツセンター、天白区島田の天白生涯学習センターに続いて昭和支部の新たな拠点(?)になるかもしれません。

ところで今日の相談員の一人、松葉 豪会員は将棋が得意で(アマチュア四段)、鉄道に乗ることが大好き、その他サッカーや卓球などスポーツも得意という多才な人です。

名南
支部

2月研修会

名南支部 鰐部 伸一

日時 平成29年2月28日(火)
場所 石川行政書士事務所3階セミナールーム
テーマ 『中小企業の事業継承』(DVD研修)
参加者 23名

当支部の2月支部研修会は「中小企業の事業継承について」関連書籍のコピーをレジュメとして、DVD方式により、具体的な項目別に事例を検討しながらの研修会でした。事業継承は、経営者の企業維持と方針を後継者に委託しながら、民法、会社法、税法の各法の規定に考慮した、“第二の遺言の特徴の分野”について、行政書士としてどのように取り組むかの研修でした。行政書士として許可申請、相続、事実証明のほか事業継承も企業経営の助言者として今後研鑽を積むべき分野の一つに加えてみたいと考えている参加者もありました。研修終了後、懇親会の席に移動し、さらに親睦を深めながら、個々の意見交換をした後、散会しました。

中央
支部

平成28年度第3回国際私法業務部会研修会

中央支部 戸加里 邦子

日時 平成29年3月8日(水)
午後6時～8時
場所 愛知県行政書士会館 3階大会議室
出席者 15名
講師 杉浦 美紀会員(豊田支部)
澤田 隼人会員(中央支部)
テーマ 『成年後見制度の基礎及び実務
～成年後見制度関連の法改正の動向について～』



中央支部の第3回国際私法業務部会研修会は、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知支部より、杉浦美紀会員と澤田隼人会員をお招きして、成年後見制度の基本について講義をしていただきました。社会問題でもある、超高齢化社会に必要な成年後見制度ではありますが、行政書士の参入は現在少数であり、コスモス愛知では成年後見に関する啓蒙活動を積極的に行っています。

まず、杉浦会員から「法定後見の基礎と事例」として成年後見制度の成り立ちから現状、裁判所における審判についての一連の流れについて、杉浦会員が実際に業務で経験した内容を織り込みながら、大変分かりやすく丁寧にお話いただきました。

休憩を挟んで、澤田会員から「成年後見制度をとりまく法改正・動向の最新情報」の説明がありました。成年後見人が家庭裁判所の審判・嘱託により成年被後見人宛郵便物の回送を受けることができるようになった等、おそらくこの研修を受けなければやり過ぎてしまっていた法改正について知ることができ、又お二人の講義から、本当に責任感をしっかり持って取り組まなければいけない業務であることを実感しました。

東三
支部平成28年度法人経営・運輸
交通部会第1回研修会

会報委員 水野 悠

日 時 平成29年 3月 9日(木)
午後 2時～ 4時30分

場 所 豊橋市民センター（カリオンビル）4階
小会議室

講 師 竹田 雅彦会員（DVD）

テーマ 『ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて』

出席者 11名



3月9日、豊橋市民センター（カリオンビル）にて、東三支部平成28年度法人経営・運輸交通部会第2回研修会が、竹田雅彦会員を講師に招き、昨年10月26日に本会にて開催された「ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて」をテーマとした研修会のDVDを当支部会員向けに放映する形で行われました。

昨今注目の高まっているドローンを利用した撮影や、現状確認を行うにあたって不可欠となる飛行に関わる許可・承認申請手続きですが、中々業務として携わる機会を持てずおりましたが、昨年10月の研修は東三支部幹事会と同日となり、参加することができなかったこともあり、非常に楽しみな研修となりました。

研修は、機体に関わるルールから始まり、フローチャートを見つつ、①どのような場合は飛行自体が難しいのか、②どのような場面で飛行許可・承認申請が必要となるのか、③空港との関わりはどのようなものかといった、本業務における様々な側面からの講義を追体験することができました。

今後様々な業種で利用されることが予測されるドローンについて、行政書士の関わっていける指針にふれられる研修会となりました。

昭 和
支 部行政書士記念日協賛「相続・
遺言無料相談会」日進市

会報委員 古田 禎史

日 時 平成29年 3月13日(月)
午後 1時30分～ 4時15分

場 所 日進市役所 4階第一会議室

相談員 櫻井 宗夫会員、佐保 克彦会員、
川口 武会員、伊藤 寛会員

相談者 6組（8名）



今日は、昭和区に続いて日進市役所で、行政書士記念日協賛の相続・遺言に関する無料相談会が行われました。昭和区のシルバー人材センターでの無料相談会では相談員は2名でしたが、今日の日進市役所では、相談員を4名に増員して、8組の相談者に対応できるようにしました。

事前に担当役員から相談者の予約状況が報告されましたが、それによると既に7組の相談者が予約されていました。ただ今日になって1組の相談者がキャンセルされたため、実際には6組の相談者に減ってしまいました。相談会場がいつもの相談室ではなく、広い会議室を利用させて頂くことになっていたので、会場設営等全体統括責任者に、志水正芳副支部長が任命され、志水副支部長は、12時30分には日進市役所に行かれて、掲示物の掲示や会議室の机や椅子を移動させるなどして、無料相談会の会場づくりをしたり、相談者の割り振りなど、今日の段取りをされていました。

また3名の新入会員が益田俊信支部長の下承を得て無料相談会の様子を見学に来ました。

上の写真は前列左から島田舒一（しまだのぶいち）会員、松岡美喜子会員、川口 武相談員、佐保克彦相談員、伊藤 寛相談員、後列左から渡邊由美子会員、櫻井宗夫相談員、志水正芳副支部長です。

昭和
支部

行政書士記念日協賛「相続・遺言無料相談会」天白区

会報委員 古田 禎史

日時 平成29年3月15日(水)
午後1時30分～4時15分
場所 天白区役所 3階相談室
相談員 渡邊 邦彦会員、平澤 正幸会員、
早川 信康会員、森本 亨会員
相談者 3組(4人)



今日は名古屋市昭和区、日進市に続いて名古屋市天白区の天白区役所において最後の「行政書士記念日協賛の相続・遺言に関する無料相談会」が開催されました。

今日の無料相談会は、日進市と同じく相談員を4名に増やして8組の相談者に対応できるように準備しました。そして、担当役員からの連絡によると3組の相談者が予約されたという事でした。

昭和支部の相続・遺言に関する無料相談会は基本、相談員が午後1時10分頃に集まり、打ち合わせをして、午後1時30分から始まります。ただ、相談者の方が開始時間より早く来られた場合は、大抵開始時間まで待たせる事なくすぐに相談を始めます。ただし、相談者の方が開始時間よりかなり早く来られた場合は、ある程度の時間待つ頂く事になります。早く来られた相談者を、きっちり開始時刻まで待たせるという事は、なかなかできるものではありません。

上の写真は左上から渡邊邦彦会員、早川信康会員、左下から森本 亨会員、平澤正幸会員です。渡邊邦彦会員は読書や映画、音楽鑑賞等が好きで最近見た映画は「シン・ゴジラ」、そしてユーミンを好んで聴くそうです。早川信康会員は雨が降っても毎日5キロは走るそうで今年の名古屋シティハーフマラソンを完走しました。

昭和
支部

平成28年度無料相談会 まとめの会

会報委員 古田 禎史

日時 平成29年3月18日(土)
午後3時30分～5時30分
場所 天白スポーツセンター 2階第3会議室
テーマ 支部相談活動のまとめ
報告者 益田 俊信支部長
出席者 18名



本日は平成28年度の各地区で行われた「相続・遺言に関する無料相談会」の総括と平成29年度の無料相談会に対する新たな提案を出し合う“無料相談会まとめの会”が行われました。冒頭益田俊信支部長から日進市、天白区、昭和区、愛知郡東郷町での無料相談会の開催日数とこれらの地区に派遣された相談員数、そして相談者数が発表されました。相談者数が一番多いのが毎月行っている日進市、次に多いのが天白区、そして昭和区と続き、1年に1回しか行わない東郷町は相談者数が唯一0組でした。これらの情報を基に各班で意見や要望を出し合いました。真っ先に提案があったのは、やはり東郷町の無料相談会についてでした。どうしたら多くの相談者に来てもらえるのか、各班から案が出されました。次に相談員に研修制度を義務付け、今まで二人一組で対応していた相談員を一人で対応することにした方がよいという意見が出されました。そして、市民法務研究会と無料相談会の連携を今まで以上に強くすること、今年から始まる“法定相続情報証明制度”の勉強を早くすること、などが挙げられました。去年天白区の鈴木裕己会員が昭和支部主催の了承を得て単独で相続・遺言に関する無料セミナーを行い好評だったため、益田俊信支部長も行政書士個人で行う無料セミナーを活発に行って欲しい旨言われました。

事務局だより

■平成29年2月

1日(水)	山田会長 日行連正副打合せ出席 久野副会長、蟹江常務理事、小早川課長 少額訴訟審理出席 仙石副会長、野田常務理事 中部経済新聞社との打合せ出席
2日(木)	山田会長 日行連正副会長会出席 山田会長 日行連常任理事会出席 仙石副会長、野田常務理事 葵町公証役場訪問 ADR第5回手続実施者養成講座開催
3日(金)	山田会長、西川副会長 日行連常任理事会出席 西川副会長 日行連中央研修所運営会議出席
6日(月)	外国人就労定着支援研修開催
7日(火)	部長会開催 ADR手続説明会開催 刈谷市役所無料相談会開催 弁護士会との意見交換会開催
8日(水)	ADR手続実施相談開催 コスモスあいち更新研修開催
9日(木)	西川副会長 日行連申請取次責任者会議近畿協議会出席 蟹江常務理事、中村職員 民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐるトラブル相談対応研修会出席
10日(金)	西川副会長 日行連申取実務研修出席 山田会長、蟹江常務理事 日行連ADR推進本部会議出席 西堀副会長、浅井常務理事 新規登録受付 仙石副会長 碧南市防災協定締結式出席
13日(月)	西堀副会長、浅井常務理事 新規登録受付 コスモスあいち入会前研修開催
14日(火)	山田会長 日行連第二業務部会出席 本会常設無料相談会開催 会報3月号校正会議開催
15日(水)	山田会長 日行連第二業務部会出席 経理部会開催 企画情報部会開催 鍋田副会長、大内田常務理事 県用地課来館対応
16日(木)	西川副会長 日行連中央研修所VOD収録出席 法人経営部会開催 法人経営部研修会開催 苦情関係三委員会開催
17日(金)	山田会長 日行連特定行政書士ブラッシュアップ研修出席 西堀副会長、鍋田副会長 中地協担当者会議出席 経営事項審査新規要員試験、面接開催 蟹江常務理事、高畑職員 少額訴訟審理出席
18日(土)	西堀副会長、鍋田副会長 中地協担当者会議出席

事務局だより

■平成29年2月

20日(月)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 正副会長会開催 大内田常務理事、本多理事 開発許可制度研修会出席 コスモスあいち入会前研修開催
21日(火)	部長会開催 ADR手続説明会開催
22日(水)	土地利用部研修会開催 ADR紛争解決小委員会開催
23日(木)	西川副会長 日行連中央研修所ブラッシュアップ研修会出席 国際・私法部研修会開催 建設環境部業務相談会開催
24日(金)	西川副会長 日行連中央研修所ブラッシュアップ研修会出席
25日(土)	公証人との合同無料相談会開催
26日(日)	山田会長 宅建協会会長岡本大忍氏黄綬褒章受章祝賀会出席
27日(月)	届出済行政書士管理委員会開催 国際・私法部と届出済行政書士管理委員会合同会議開催 コスモスあいち入会前研修開催 西堀副会長、子安常務理事、高木理事 県災害協定締結事業者会議出席
28日(火)	山田会長、西川副会長 日行連総務省行政課訪問

■平成29年3月

1日(水)	山田会長 日行連正副打合せ出席 山田会長、西川副会長 県企画課と国家戦略特区の調整出席 山田会長 齋藤実元名古屋市議員旭日中綬章受章祝賀会出席
2日(木)	山田会長 日行連正副会長会出席 山田会長、西川副会長 日行連常任理事会出席 山田会長、西川副会長 日行連学識経験者との懇談会出席 ADR第6回手続実施者養成講座開催
3日(金)	山田会長、西川副会長 日行連常任理事会出席 建設業許可申請等受付補助業務新規要員面接開催
6日(月)	山田会長、西川副会長、早川常務理事 県建設業不動産課との会議出席
7日(火)	部長会開催 ADR手続説明会開催 刈谷市役所無料相談会開催
8日(水)	山田会長、西川副会長 総務省、法務省訪問
9日(木)	山田会長 日行連コスモス中間監査出席 ADR第0017号事案第1回開催
10日(金)	西堀副会長、浅井常務理事 新規登録受付 コスモスあいち入会前研修開催
13日(月)	山田会長、西川副会長 日行連申取事務研修出席 久野副会長、須崎常務理事 愛知運輸支局訪問 西堀副会長、浅井常務理事 新規登録受付 仙石副会長 夏目彰一宅建協会副会長黄綬褒章受章祝賀会出席

■平成29年3月

14日(火)	山田会長、西川副会長 日行連申取委員会出席 本会常設無料相談会開催 会館建設検討委員会開催 仙石副会長、野田常務理事 消費者教育推進ガイドによる講師派遣 蟹江・吉川常務理事 東海財務局主催シンポジウム出席
15日(水)	山田会長 日行連ADR研修会出席 子安常務理事 日行連ADR調停人候補者スキルアップ研修出席 久野副会長、須崎常務理事 出張封印説明会出席 コスモスあいち入会前研修補講開催
16日(木)	子安常務理事 日行連ADR調停人候補者スキルアップ研修出席 運輸交通部会開催 仙石・西川副会長、野田・権田常務理事 日本国際協力センター来会応対
17日(金)	山田会長 中地協理事会出席 子安常務理事 日行連ADR調停人候補者スキルアップ研修出席 綱紀委員会開催 経理部会開催 蟹江常務理事、甲原理事 秀成会総会出席
18日(土)	山田会長 中地協理事会出席
20日(月)	山田会長 茅野勇平石川会会長旭日小綬章受章を祝う会出席
21日(火)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 ADR手続説明会開催 山田会長、西川副会長、権田常務理事、蓬田委員 県企画課との国家戦略特区に係る打合せ出席
22日(水)	山田会長 日行連正副打合せ出席 山田会長 内閣府訪問 出張封印研修会開催 企画情報部会開催 コスモスあいち部長会開催
23日(木)	山田会長 日行連正副会長会出席 山田会長、西川副会長 常任理事会出席 建設環境部会開催 建設業務相談会開催 西川副会長、権田常務理事、外園理事、川津委員 国際・私法部研修会DVD作製出席
24日(金)	山田会長、西川副会長 日行連常任理事会出席 新入会員基礎研修会開催 早川常務理事、南川職員 受託事務に係る見積書提出 仙石副会長、野田常務理事 名古屋自由業団体定例会出席
27日(月)	届出済行政書士管理委員会開催
28日(火)	会報5月号編集会議開催 建設業許可申請等受付補助業務要員全体会議開催 経営事項審査補助業務要員必須連絡会開催
29日(水)	部長会開催 理事会開催 幹事会開催
30日(木)	名古屋国際センター行政相談員委嘱状交付式開催

会 | 員 | の | 動 | 向

平成29年4月1日現在

個人会員数 2,872人
法人会員数 28法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第17190169号
会員番号 第5761号
入会年月日 平成29年2月1日
氏名 沖 佳代子

事務所 沖行政書士事務所
名古屋市西区五才美町281番地の1 アーバンハイム301号室
電話番号 052-508-4957 所属支部 西北



登録番号 第17190173号
会員番号 第5765号
入会年月日 平成29年2月1日
氏名 倉俣 靖枝

事務所 行政書士くらまた事務所
岡崎市日名南町17番地7 レジャービル3階ロフトタウン3号室
電話番号 090-5458-5653 所属支部 岡崎



登録番号 第17190170号
会員番号 第5762号
入会年月日 平成29年2月1日
氏名 西 美智代

事務所 西美智代行政書士事務所
名古屋市瑞穂区瑞穂通8丁目17番地の2 (さくらHillsARATAMA308号)
電話番号 052-852-6675 所属支部 名南



登録番号 第17190174号
会員番号 第5766号
入会年月日 平成29年2月1日
氏名 久野 将英

事務所 ななつぼし行政書士事務所
大府市森岡町四丁目165番地
電話番号 0562-89-9280 所属支部 知多



登録番号 第17190171号
会員番号 第5763号
入会年月日 平成29年2月1日
氏名 濱岡 武三

事務所 濱岡行政書士事務所
名古屋市北区志賀町4丁目60番地の9
電話番号 052-981-5015 所属支部 西北



登録番号 第17190306号
会員番号 第5767号
入会年月日 平成29年3月1日
氏名 竹田 太郎

事務所 行政書士竹田太郎事務所
名古屋市千種区日岡町1丁目42番地の2
電話番号 090-7687-0766 所属支部 中央



登録番号 第17190172号
会員番号 第5764号
入会年月日 平成29年2月1日
氏名 市野 光信

事務所 行政書士市野法務事務所
豊明市二村台4丁目16番地7
電話番号 0562-95-2659 所属支部 名南



登録番号 第17190307号
会員番号 第5768号
入会年月日 平成29年3月1日
氏名 大久保 有紀子

事務所 行政書士事務所OFFICE SHIBATA
豊橋市菰口町三丁目95番地 (701)
電話番号 090-1863-5409 所属支部 東三



登録番号 第17190308号
 会員番号 第5769号
 入会年月日 平成29年3月1日
 氏名 石田 由華

事務所 石田行政書士事務所
 春日井市篠木町6丁目1643番地17 伊藤忠ビル2B
 電話番号 0568-87-6311 所属支部 尾張



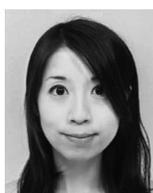
登録番号 第17190309号
 会員番号 第5770号
 入会年月日 平成29年3月1日
 氏名 植松 伸夫

事務所 植松伸夫行政書士事務所
 北名古屋市沖村佐渡115番地
 電話番号 0568-44-1657 所属支部 西北



登録番号 第17190310号
 会員番号 第5771号
 入会年月日 平成29年3月1日
 氏名 有元 吉野

事務所 まちの行政書士事務所
 半田市有楽町六丁目62番地 1階西
 電話番号 0569-89-0685 所属支部 知多



登録番号 第17190311号
 会員番号 第5772号
 入会年月日 平成29年3月1日
 氏名 阿知波 知子

事務所 あちわ行政書士事務所
 名古屋市名東区八前二丁目727番地の6
 電話番号 052-799-3440 所属支部 中央



登録番号 第17190312号
 会員番号 第5773号
 入会年月日 平成29年3月1日
 氏名 竹田 和廣

事務所 行政書士竹田和広事務所
 北名古屋市熊之庄八幡119番地
 電話番号 0568-21-0902 所属支部 西北

退会者のお知らせ

支部	氏名	退会日
中央	山田 真人	平成29年1月30日
中央	倉内 繁治	平成29年1月31日
中央	鈴木 文雄	平成29年1月31日
東三	千葉 祐二	平成29年1月31日
豊田	近藤 弘	平成29年2月3日
尾張	杉村 俊一	平成29年2月17日
東名	井上 昭彦	平成29年2月20日
中央	齋田 統	平成29年2月28日
中央	石原 美由紀	平成29年2月28日
西北	高城 光昭	平成29年2月28日
昭和	金尾 初美	平成29年2月28日
豊田	伊藤 茂樹	平成29年2月28日
西尾	安宅 輝彦	平成29年3月3日
豊田	都築 政勝	平成29年3月7日
中央	笹田 明夫	平成29年3月17日
名南	木野 力	平成29年3月17日
岡崎	佐藤 憲弘	平成29年3月21日
知多	間瀬 信高	平成29年3月25日
知多	鳥居 基伸	平成29年3月30日
中央	余語 壽郎	平成29年3月31日
中央	鷲埜 廣一郎	平成29年3月31日
中央	岡島 勇夫	平成29年3月31日
名古屋	齋藤 孝一	平成29年3月31日
昭和	小島 由美子	平成29年3月31日
名南	木村 純	平成29年3月31日
名南	久保川 誠	平成29年3月31日
尾張	梶田 賢司	平成29年3月31日
尾張	大矢 孝彦	平成29年3月31日
尾張	伊藤 廣治	平成29年3月31日
尾北	澤木 平治	平成29年3月31日
一宮	中島 伸一	平成29年3月31日
海部	日比野 正和	平成29年3月31日
豊田	杉山 武男	平成29年3月31日
東三	青山 紘一	平成29年3月31日
東三	山本 力	平成29年3月31日
東三	槌谷 木綿	平成29年3月31日
東三	小田 正春	平成29年3月31日
東三	高須 温	平成29年3月31日

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	木全 昭二	名古屋市千種区仲田二丁目2番6号	464-0074	052-753-3232	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士木全昭二事務所				
中央	杉田 剛康	名古屋市千種区大久手町6丁目12番地の8	464-0854		事務所名称、 事務所所在地
	行政書士杉田事務所				
中央	武藤 佳子	名古屋市東区主税町二丁目3番地 法務総合ビル303	461-0018	052-951-2900	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	服部 脩				属性、 事務所名称
	行政書士法人アベニール 名古屋事務所				
中央	日比 康元				属性、 事務所名称
	行政書士法人アベニール 名古屋事務所				
中央	工藤 剛也			052-325-7813	事務所電話番号
西北	坪井 秀文	名古屋市北区清水五丁目5番3号 名北フロントビル3階	462-0844		事務所所在地
西北	内川 近保	名古屋市西区城西四丁目26番20号 SKビル弁天3B	451-0031		事務所所在地
名古屋	鈴木 良幸	愛知県名古屋市中川区露橋町52番地	454-0028		事務所名称、 事務所所在地
	行政書士鈴木良幸事務所				
東名	水野 昭吾			0561-78-3587	事務所電話番号
尾北	林本 文紀			0587-96-9260	事務所電話番号
尾北	大島 一浩			0568-70-6517	事務所電話番号
一宮	砂田 達也	一宮市今伊勢町馬寄字若宮10番地1 フォーシーズン301号	491-0051	0586-48-5155	事務所所在地、 事務所電話番号
岡崎	畔柳 富雄				属性、 事務所名称
	行政書士法人クロヤナギ事務所				
岡崎	前田 晋作				属性、 事務所名称
	行政書士法人クロヤナギ事務所 大西事務所				
岡崎	栗木 幹夫	岡崎市矢作町字尊所59番地12	444-0943	0564-77-9008	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	矢作行政書士事務所				
岡崎	長谷川 勝久	岡崎市伝馬通5丁目69番地 山崎工業ビル3階	444-0038	0564-64-6839	事務所所在地、 事務所電話番号
豊田	鈴木 陽介	豊田市浄水町南平31番地2	470-0343	080-3206-1967	事務所所在地、 事務所電話番号
西尾	杉山 和弘				事務所名称
	杉山行政書士事務所				
碧海	今井 裕司				属性、 事務所名称
	行政書士法人あいち行政&相続				
碧海	小野 亜実	安城市桜町17番地5 APビル3F	446-0041	0566-45-5880	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人あいち行政&相続 安城支店				
新城	柿野 さと恵	新城市庭野字日貝野41番地1	441-1331		事務所所在地

新規法人登録入会の紹介

法人番号 第1700701号
 会員番号 第H37号
 入会年月日 平成28年12月1日
 法人の名称 行政書士法人クロヤナギ事務所
 主たる事務所の名称 行政書士法人クロヤナギ事務所
 主たる事務所 岡崎市羽根町字大池41番地2
 主たる事務所電話番号 0564-55-2370
 従たる事務所の名称 行政書士法人クロヤナギ事務所
 大西事務所
 従たる事務所 岡崎市大西3丁目15番地9
 従たる事務所電話番号 0564-22-7624
 所属支部 岡崎

法人番号 第1701301号
 会員番号 第H38号
 入会年月日 平成29年1月6日
 法人の名称 行政書士法人アベニール
 主たる事務所の名称 行政書士法人アベニール
 名古屋事務所
 主たる事務所 名古屋市中区千代田二丁目24番16号
 伊勢通ビル3階
 主たる事務所電話番号 052-251-3517
 所属支部 中央

法人番号 第1701501号
 会員番号 第H39号
 入会年月日 平成29年1月11日
 法人の名称 行政書士法人あいち行政&相続
 主たる事務所の名称 行政書士法人あいち行政&相続
 主たる事務所 刈谷市相生町二丁目29番地2
 K-frontビル3F
 主たる事務所電話番号 0566-62-5811
 従たる事務所の名称 行政書士法人あいち行政&相続
 安城支店
 従たる事務所 安城市桜町17番地5
 APビル3F
 従たる事務所電話番号 0566-45-5880
 所属支部 碧海

法人会員の変更案内

法人番号 第1604901号
 会員番号 第H35号
 法人の名称 行政書士法人はらこ事務所
 主たる事務所の名称 行政書士法人はらこ事務所
 社員名 木野 力
 変更事由 社員脱退
 所属支部 名南

ご逝去会員のお知らせ

岡崎支部 細井護雄 会員 平成29年2月1日ご逝去 (享年82歳)
 岡崎支部 辻村國雄 会員 平成29年2月7日ご逝去 (享年94歳)
 東三支部 鈴木啓弑 会員 平成29年3月26日ご逝去 (享年80歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
 会長 山田高嗣

コスモス **愛知県で成年後見活動に取り組む会員をつなぐ会報誌** Cosmos*

2017年 5月号



一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

通信

成年後見等無料相談会開催予定（抜粋）

日 時	平成29年 5月24日(水) 午後2時～4時（予定）
	同 年 7月26日(水) 午後2時～4時（予定）
場 所	調整中（同年3月実績 春日井市西部ふれあいセンター）
対 象 者	一般の方々

日 時	平成29年 5月17日(水) 午後1時～3時（予定）
	同 年 8月23日(水) 午後1時～4時（予定・セミナー有予定）
場 所	犬山市福祉会館（予定）

日 時	平成29年 7月6日(木) 午後1時30分～3時30分（予定）
場 所	江南市役所西分庁舎（予定）
対 象 者	一般の方々

日 時	平成29年 7月13日(木) 午後1時～3時（予定）
場 所	扶桑町老人憩いの家（予定）
対 象 者	一般の方々

* 予定は変更になる場合があります。

* 詳細および、他地域での開催予定等は事務局にてご確認下さい。

* 事務局電話番号 052-908-3022 （祝日を除く平日の9時～17時）

研修会・セミナー・無料相談会等開催報告

日 時	平成29年 2月7日(火) 午前10時～12時（セミナー＆無料相談会）
場 所	豊田市福祉センター
講 師	井藤 真生会員
参 加 者	30名
相 談 員	杉浦 美紀業務相談部長 久保 麻衣会員
相 談 者	6組

日時 平成29年2月15日(水) 午後1時40分～2時40分 (セミナー)
 場所 名古屋市天白区文化小劇場
 講師 伊福広報部長
 参加者 160名

名古屋市天白区老人クラブ連合会主催

日時 平成29年2月26日(日) 午前10時30分～午後2時30分 (無料相談会)
 場所 名古屋市名東区スポーツセンター (めいとう福祉まつり)
 相談員 日下 敬章監事 水谷 博会員
 相談者 7組 (アンケート回答者は60名)

日時 平成29年3月8日(水) 午後6時～8時 (愛知県行政書士会中央支部研修会)
 場所 愛知県行政書士会館3階会議室
 テーマ 第一部 成年後見制度の基礎及び実務 講師 杉浦 美紀業務管理部長
 第二部 成年後見制度関連の法改正の動向について 講師 澤田 隼人研修部長
 参加者 21名

なお、コスモスあいちでは、専門家(社会福祉士等)に対する研修・セミナー、企業様従業員等の福利厚生等のための行うセミナー・無料相談会、公的機関・各種団体等が行うセミナー・無料相談会、介護施設等が行う入居者やご家族等に対するセミナー・無料相談会等々も賜りますので、お気軽に事務局(電話052-908-3022・祝日を除く平日の午前9時～午後5時)まで、お問い合わせ、ご相談下さいませ。

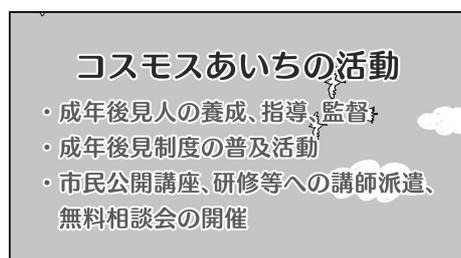
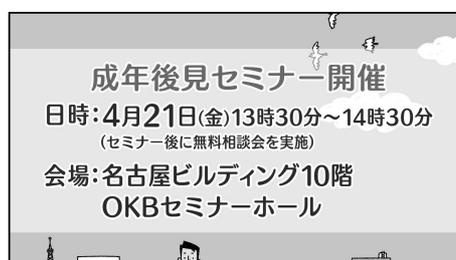
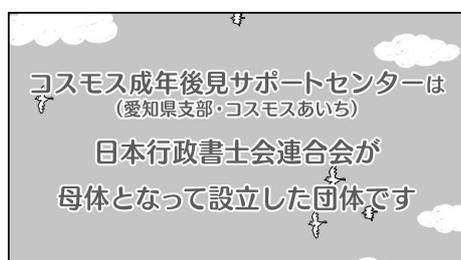
ご報告とお礼

4/1(土)～4/30(日)まで、JR名古屋駅西口(新幹線側)ビックカメラ南側のOVA21ビルにある「大型ビジョン」において、毎日6時～24時まで、1時間に4回、「コスモスあいちの広報(CM)動画」が放映されました。

同ビルの所有者である(株)OVA21代表取締役神保成章様及び、後藤健次室長様、には、当支部の社会貢献活動をご理解いただき、多大なるご協力、ご厚意を賜り誠にありがとうございました。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

(一社)コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部会員一同



コスモス業務相談会

成年後見業務に係る業務相談会を下記のとおり行います。業務相談を希望する会員の方は、コスモスあいち事務局まで電話にて申込み願います。

開催日	場所	申込期限
平成29年5月17日(水)	愛知県行政書士会会議室	平成29年5月10日(水)
平成29年6月14日(水)	愛知県行政書士会会議室	平成29年6月7日(水)
平成29年7月19日(木)	愛知県行政書士会会議室	平成29年7月12日(木)

時間 午後1時～4時まで

申込先 コスモスあいち事務局 TEL 052-908-3022

業務報告書について

コスモスあいち業務管理部

業務報告書は平成28年12月に（一部）改訂されました。今後は最新様式を利用して下さい。

コスモス会員ホームページ(<http://cosmos-sc.smartcore.jp/>)よりファイルのダウンロードが出来ます。

後見業務を受任している会員は、下記提出期間に必ずコスモスあいち事務局まで提出願います。後見事務経過記録には、必ず認め印を押印して下さい。後見事務経過記録・金銭出納帳・通帳の写しは報告対象期間である3ヶ月分です。

提出期間は以下の通りです。

記

1月提出分は（10月1日～12月31日についての報告）

4月提出分は（1月1日～3月31日についての報告）

7月提出分は（4月1日～6月30日についての報告）

10月提出分は（7月1日～9月30日についての報告）

必ず最新の業務報告をHPからダウンロードの上ご使用下さい。

あ と が き

桜の季節も過ぎ、新年度を迎えての変化にも慣れ始めた時期、みなさまいかがお過ごしでしょうか。

私は行政書士登録→開業と同じ年度から、この会報に携わる会報委員をやらせていただき、早2期4年が経つこととなりました。私事で恐縮ですが、行政書士1年目と同時に幼稚園に入った長男も、今や小学校1年生を終えて2年生になりました（次男も幼稚園へ！）。

これからの日々にどんなことが待っているのか、過ぎる日の速さを実感しつつ行政書士業務共々楽しみにしています。

会報委員 水野 悠

《今月の表紙》 名古屋港

1896年に工事が始まり、愛知県技師奥田助七郎らが建設に尽力。1907年10月に熱田港が名古屋港に名称変更、翌月に開港した。隣接する重工業地帯では戦前中島飛行機や三菱航空機などが零式艦上戦闘機（零戦）など一連の傑作機を生み出した。1946年に国際港、1951年に特定重要港湾に指定された。1959年に伊勢湾台風の直撃により大きな被害を受けた。

2004年7月にスーパー中枢港湾である伊勢湾の港のひとつとして指定された。

1997年、開港90周年を記念して日本丸と海王丸が同時に寄港。この2船は、さらに2001年の名古屋港管理組合創立50周年、および2007年の開港100周年を記念して寄港。2011年にも2船同時の寄港を果たしている。また、2007年、開港100周年を迎えて11月3日より11日まで開港祭ウィークが開かれ、11月24日には青雲丸と大成丸が同時寄港した。2013年8月には海上自衛隊の護衛艦あきづきが、かつての南極観測船ふじが常態展示されている事で有名な名古屋港水族館近くの岸壁に寄港した他にも、ガーデンふ頭岸壁では不定期に掃海艇などが展示される事がある（最寄駅は名古屋市営地下鉄名港線終点）。また国産イージス艦あきづきが展示された際には最新鋭の国産艦展示が好評を博した。名古屋港内において総合展示場施設ポートメッセなごやなどといったイベント会場が集約する商業地区金城埠頭では、新たにデンマーク「LEGO社」公認の総合テーマパーク「レゴランドジャパン」が進出し、「ららぽーと」が建設中です。金城埠頭まではあおなみ線（西名古屋港線）を使い、名古屋駅から乗り換え無しで到達する事が出来る。世界で8番目のレゴランド(ナゴヤ)には併設されるホテルやショッピングゾーンなど総合的な大規模テーマパークの整備がされています。

(参考Wikipedia)

会報282号 担当

広 報 部	担当副会長	仙石 秀久
	部 長	野田 悦子
	次 長	山田 安政
	部 員	山本 篤
会報委員会	委 員 長	袴田 崇
	副 委 員 長	長峰 均
	〃	鈴木 直美
	本号担当委員	
	(表紙)	森田 英樹
(会員訪問記)	古田 禎史	

会報282号 平成29年5月1日発行

発行人	山田 高嗣
編集人	野田 悦子 袴田 崇
発行所	愛知県行政書士会 〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目15番30号 TEL (052) 931-4068 (代) FAX (052) 932-3647 E-mail info@aichi-gyosei.or.jp http://www.aichi-gyosei.or.jp
印刷所	日大印刷株式会社

愛知県行政書士会 平成29年度第67期定時総会

日時 平成29年5月30日(火)

場所 キャッスルプラザ

愛知県行政書士政治連盟 平成29年度定期大会

日時 平成29年5月30日(火) 定時総会終了後

場所 キャッスルプラザ

※案内は議案書と一緒に封書で送ります。

※会員証を名札としますので、ケースに入れてご持参ください。

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分